

令和 7 年第 2 回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第 1 日（6 月 1 6 日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
遠山勝也議員	6
高田豊繁議員	11
吉田 剛議員	22
池田理恵議員	27
議案第 5 2 号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	44
議案第 5 3 号 与論町景観条例	45
議案第 5 4 号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	46
議案第 5 5 号 与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例	47
議案第 5 5 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回	52
議案第 5 6 号 与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例	52
議案第 5 7 号 令和 7 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）	53
議案第 5 8 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	56
議案第 5 9 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	57
議案第 6 0 号 令和 7 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	58
議案第 6 1 号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	59
議案第 6 2 号 大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結について	60
散 会	61
第 2 日（6 月 2 0 日）	
議案第 6 3 号 与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例	67

議案第 6 4 号	町道路線の認定について	68
議案第 6 5 号	与論町渚の交番の指定管理者の指定について	69
議案第 6 6 号	奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業 に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結について	70
陳情第 1 2 号	ヨロン S C 会員特典に関する陳情書（総務厚生文教常任委員長 報告）	72
陳情第 1 号	町道高校線の改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長 報告）	73
発議第 2 号	与論町議会委員会条例の一部を改正する条例（高田豊繁議員ほ か 2 人提出）	74
発議第 3 号	給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十 分な予算措置を求める意見書（池田理恵議員ほか 2 人提出）	75
議員派遣の件		76
閉会中の継続審査・調査について		77
閉 会		77

令和7年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6 月 16 日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
6 月 17 日	火	常任委員会
6 月 18 日	水	
6 月 19 日	木	予備日(議事整理日)
6 月 20 日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 7 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 6 月 1 6 日

令和 7 年第 2 回与論町議会定例会会議録
令和 7 年 6 月 1 6 日（月曜日）午前 9 時 0 2 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 一般質問

第 5 議案第 5 2 号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

第 6 議案第 5 3 号 与論町景観条例

第 7 議案第 5 4 号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 5 5 号 与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例

追加日程第 1 議案第 5 5 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回

第 9 議案第 5 6 号 与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第 5 7 号 令和 7 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）

第11 議案第 5 8 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第12 議案第 5 9 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

第13 議案第 6 0 号 令和 7 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第14 議案第 6 1 号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

第15 議案第 6 2 号 大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結について

2 出席議員（10 人）

1 番 池 田 理 恵 議員

2 番 川 内 恵 司 議員

3 番 吉 田 勉 議員

4 番 吉 田 剛 議員

5 番 原 栄 徳 議員

6 番 遠 山 勝 也 議員

7 番 高 田 豊 繁 議員

8 番 大 田 英 勝 議員

9 番 林 敏 治 議員

10 番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員（0 人）

欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（21 人）

町 長	田 畑 克 夫 君	副 町 長	山 下 哲 博 君
教 育 長	中 山 義 和 君	総務企画課長	龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長	柳 田 庫 呂 君	税 務 課 長	坂 元 守 君
こども未来課長	光 俊 樹 君	町民生活課長	山 下 高 明 君
健康長寿課長	山 下 真 紀 君	産 業 課 長	堀 田 哲 也 君
耕地課長補佐	山 口 政 治 君	商工観光課長	麓 誘市郎 君
建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君	水 道 課 長	富 永 淳 君
環 境 課 長	大 馬 福 徳 君	教育委員会事務局長兼学務課長	竹 村 栄 作 君
生涯学習課長	松 村 誠 司 君	与論こども園長	吉 田 朋 子 君
茶花こども園長	川 北 英 代 君	児童発達支援センター所長	池 田 いつみ 君
産業課長補佐	竹 本 友 樹 君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	林 健太郎 君	書 記	谷 山 智 美 君
---------	---------	-----	-----------

開会 午前9時02分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） ただいまから令和7年第2回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番川内恵司議員、5番原栄徳議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの5日間にしたいと
思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月20日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

町長から令和6年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和6年度与論町下
水道事業会計予算繰越計算書、与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分、教育
長から教育委員会活動の点検・評価報告書、また、町監査委員から令和7年4月分
の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報
告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議
会だより第155号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に

当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 6番、遠山です。令和7年第2回6月定例会一般質問をさせていただきます。

1 東與舎地区ため池周辺の豪雨対策について

(1) 昨年の豪雨により発生した東與舎池周辺の崩落や陥没、浸透ますへの被害の復旧が一段落したところであるが、県道やグラウンド、保育園等に囲まれた広大な窪地の状況は変わらず、今後、同様の被害をおこさないためにも豪雨による水の排出のために更なる対策が必要だとの声があるが、その対応について見解を伺いたい。

2 ウプインジュの豪雨対策について

(1) 現在、県道脇の浸透池の整備が進められ、近くウプインジュの拡幅も整備され豪雨時の排出量も大きく期待されるが、製糖会社ヤード前から観光ホテル付近の県道に向かう箇所は狭いままであり、流れを止めてしまうのではとの声があるが、その対応について見解を伺いたい。

3 ゴミ集積所周囲の良好な景観形成について

(1) 現在、各集落の管理のもと、道路脇や電柱の下、畑の片隅等がゴミの集積所として使用されているが、柵等の遮蔽物がない為ゴミを積んでいる風景が直接目に入ってきてやすい。本町の街並みの景観も重要な観光資源であり、景観上のマイナス要因はなるべく減らすべく、目隠しの柵等、町全体で対策を講じる考えはないか伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 改めておはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

遠山勝也議員の質問事項1、要旨1にお答えいたします。

東與舎池周辺につきましては、御指摘のとおり窪地状の地形であると認識しており、地形を利用した堀込み式のため池です。現在は、令和6年11月に発生した線

状降水帯を伴う大雨について、農地等の冠水状況の整理を行っているところです。

東與舎地区の地形的な条件により、農地等の冠水軽減ができる導入可能な事業の検討を進めながら、令和8年度に基本構想の策定を予定しています。

基本構想策定後は、事業化に向けた協議等を実施し、関係機関に対し御協力をお願いしてまいりたいと考えています。

次に、質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

ウプインジュ地区の排水路については、農地の多い与論町において、農地に伴う排水路という位置付けから、令和4年度採択されました農村地域防災減災事業（用排水施設整備）ウプインジュ地区で、令和5年度から浸透池の整備を行っており、順次、排水路の改修工事を行い、令和12年度までの工期予定となっています。ウプインジュ地区東側台地からの雨水をカットすることにより、下流域への負荷を抑制していく計画となっています。

また、浸透池におきましては、本年度掘削完了を予定しており、浸透池につながる流入水路のうち、ユンヌ楽園方面から浸透池へつながる2号流入水路の整備、県道与論島循環線のムトウ建設方面から浸透池へつながる1号流入水路の一部整備もあわせて予定しています。

なお、ウプインジュ地区排水路の現状として下流域ではなく上流域において、水路の基準を満たさない箇所があることから整備を実施いたします。御指摘いただいている箇所周辺は、定期的に水路内の堆積物撤去、雑木の伐採等の維持管理作業を実施しているところですが、昨年の豪雨に基づき本年度より点検回数を増加し、維持管理の徹底に努めてまいります。

質問事項3の要旨1についてお答えをいたします。

現在、306カ所の集積所で使用している場所はほとんどが私有地であり、一部コンクリートブロックやパレットでつくった集積所がある以外は、ごみ袋直置きとなっています。

特に街道沿いの商店街地区では、各事業者の店舗前に直置きされており、目隠し等の工作物を設置する場合に、ごみ収集時以外の期間も含めた通年でのスペース確保が必要となるため、地権者や商店街の方々にも負担が生じることが想定されます。

ごみの収集に係る景観の改善については、その手法を自公連や通り会の御意見を伺いながら検討してまいります。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ありがとうございます。まず1番の東與舎地区のお話をする前に、昨年の豪雨被害に対して床上浸水、それから農業者への農作物の被害に対して、町から見舞金が出されていたということ、それと与論島が被災地として、被災

者応援寄附数が683件来ており、1936万円程度が与論島に寄附金として集まっており、その中から床上浸水5万円から30万円まで、約600万円弱が被災者に届けられているということ。それから、農業被害に関しては、総額396万円程度が農業被害の被災者に届けられているということを報告といいますか、私も資料を調べている中でこれを知ることができて、与論島はやはり行政はじめ、すばらしいなと思ったところでした。災害法は適用されたものの、県から、国からは大きな崩落箇所があっても、農家への直接な見舞金はなかったということを聞いておりましたので、与論町がそういった行動を起こして、見舞金等の処置をしていただいたことというのはすごくありがたいことだなと思っています。

そこで、東與舎のところに入りますが、今現在、崩落箇所の整備が一段落して、浸透枥が整備されているのは見ました。ですが、あれでは不十分だという声がありましたものですから、行政側が一生懸命やっているということは、町の皆さんにお知らせしつつも、あれではまだ不十分だろうという話があって、提案として場所を取る浸透枥ではなくて、浸透池をつくったらどうかという、あの辺には断層があって、もしかしたらその断層とつながる、地下につながるその箇所に池を掘れば、そこに水をはかすことができるのではないかと町の人々の声があったので、今回の質問をさせていただきました。これについて、例えば井戸を掘った場合に、水をはかす量が増えるのではないかと町から声があるのですが、町長にお聞きいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいまの遠山議員の質問はちょっと私の方ではわかりかねますので、そこはちょっと副町長の方で専門というか、ずっと経験をされているので、副町長の方をお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

昨年11月の線状降水帯の豪雨災害については、これまでになかったということで、非常に大変危惧をしているところです。特に去年のその豪雨災害では、與舎ため池も2日間ぐらい水位が下がらずに、ずっとそのままの状態でありました。そしてまた那間の沖商店から茶花に向かう道路の町道幸吾線の中からも、與舎ため池の方に流れ込んでおりました。あそこに沈砂池を設けるべき必要性も感じていますし、また上田線方面のハヤシマエムラさん宅の道路も一応浸水するような状況で、向こうの一部だけにその沈砂池をつくるかどうか、そしてまた全体的に品覇方面の農地も含めて対策をしないと、上流だけで対応するということは、非常に同じような経過を結ぶものではないかというふうに危惧をしているところです。今回、タンブ商

店も、それからタンブ商店の北側の山下さん宅も一応被害に遭われたということで、あの地区一帯をどういう形で整備をするのかということは、まず末端のハヤシマエムラさんの方面から整備を進めるような形を検討・協議をしながら、全体的に基本構想を練らなければ対策は講じられないのではないかなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ありがとうございます。皆さんがやられていることは、私の方でもわかりますが、喉元過ぎればということで、忘れてもらわないでくれよという町の人声がありますので、こういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

今度は、ウブインジュにいきます。ウブインジュについては、もちろん橋のところでは県との絡みもあると思いますが、そこに行くまでに、与論病院の南西側、源手名線の北側ですかね、あそこに沈砂池があるのですが、あそこを見ましたところ、大木に覆われていて、サシがもう生えていて近づけない状態で、あそこも水がたまっている状態だったのですが、そこが沼状態になっているよという話をよく聞いていまして、あそこを少しさらうなり、きれいにすれば、少しは豪雨の水をはかすことになるのではないかなという声もありまして、ここもあわせて質問させていただきました。

3点目に入ります。ごみ集積所の話です。スクールガードをやらせてもらってまして、朝回ると、自分の家の前からそうなのですが、サシの上に投げてあったり、ガードレールのところに積み上げられてあったりして、何とかならないかなという気持ちで、難しいだろうなとは思いつつ、何とかならないかなという思いで、観光地としての与論島なりの例えば石積みだとか、竹富町で見たのですが、家の周りが石積みできれいに整備されていて、こういう石積みの例えば桝とかもつくれば、多少は与論島なりの景観づくりができるのではないかなということで、こういう質問をしてみました。ちなみに、一般廃棄物の設置基準というのがあって、原則公道沿いとするが、やむを得ず公道以外に設置する場合は、おおむね次の条件と添えるものとするという中で、収集車の通行が容易であること、カーブと見通しが悪い場所でないことと6点ぐらいあって、最後に、開口部を道路側につくこととありましたので、そこに見えないように道路側に遮蔽物をつくったりしたら、この設置基準には当たらないなと思いつつ質問させていただいていますが、例えばパレットを置いたりだとか、木桝で囲むとかいうことが、多少なりとも景観の向上につながるのではないかなということで、質問をさせていただきました。町長、お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、遠山勝也議員から御質問のあった、そうですね、ここの答弁でお答えしたとおり、全部私が306カ所把握しているわけではないのですが、おっしゃるように与論島は観光地ですので、そのガードレールとかそういったところの道路にはみ出した、投棄的に近いようなそういうごみの置き方はちゃんと検討しなければならないのかなと思っています。あとまた銀座通りとか、中央通りとか、また飲食店が多いところでは、なかなか整備してまとまったところに1カ所に置けるということも、この質問があったときの答弁用にいろいろ環境課中心に話したところですね、なかなか難しいのではないかな。時間帯を調べたところ、銀座通りでは、8時半のスタートからすぐにそこからの回収をしていますので、午前中越えての放置はなるべくないようなところで、今のところはそういう景観というか、それに対しての苦情みたいなのはそんなにはないようです。おっしゃられるように、見たところそういうところであれば、例えば与論らしいその石積みとか、集落の人とそういうところに集まって、そこは自治公民館長とかそういう御意見をまたいただきながら、1カ所にこうやってちゃんとできるのか、そういう場所がまたちゃんとした与論らしい石積みで、景観上見てもごみの扱いを丁寧にやっていかれるという政策はやはり必要だなと思っていますので、進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） これは茶花集落の公民館で、道路脇にごみが並べられてあるという話から、どうしようかということで集落で相談して、何とかしようという話にはなっているのですが、そこにごみ集積所として構造物をつくるというのは、まだそこまでは至っていないのですが、確かにそれは難しいと思いますし、でも何とかしなければという思いで話をしているところです。みんなで考えていけるチャンスになればいいかなということで、質問させていただきました。

以上終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前9時28分

再開 午前9時29分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、高田豊繁議員に発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） おはようございます。それでは、よろしくお願いします。

それでは、ただいまより一般質問を始めさせていただきたいと思います。

1 介護保険事業の現状と課題について

(1) 町内における介護保険事業において、利用者ニーズに対する現状と課題及び今後の対応策を伺います。

(2) 高齢化社会の進行に伴う介護保険利用者増大に対し、安定的で持続可能な業務運営のためには、介護専門職であるケアマネや介護福祉士等のスキルスタッフの次世代要員対策が急務的課題と思われますが、今後の対策と計画を伺います。

2 国、県の子育て関連施策と連動した町子育て支援対策の推進について

(1) 子育て支援対策についてこども家庭庁が計画しているこども未来戦略「加速化プラン」に即し、迅速かつより前進的な子育て環境構築を図る必要があると思われますが、今後の対策と計画を伺います。

3 合同納骨堂整備計画と既存共同墓地の管理体制について

(1) 合同納骨堂の整備事業は、埋蔵文化財調査等の面から整備計画が遅延しているとのことですが今後の計画について伺います。

(2) 茶花墓地霊園以外の各地域の共同墓地について、施設用地の公有地化や墓地管理台帳の整備とともに、施設の維持管理等について、自治公民館等との連絡会議も必要と思われますが今後の計画について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。高田豊繁議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

令和5年1月に実施した、日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者実態調査によると、80%以上の高齢者が「現在の住居にずっと住み続けたい」と回答し、60%以上が「自宅で最期を迎えたい」と希望しています。これらの結果からも、高齢者にとって住み慣れた自宅への強い思い入れがあることがうかがえます。

こうした現状を踏まえ、高齢者やその家族が住み慣れた自宅で安心して生活が続けていくためには、医療と介護の連携体制を一層強化することが重要です。

本町では、24時間体制の在宅支援を目的として、令和4年に訪問看護事業所2カ所及び在宅支援診療所が開設し、令和5年には小規模多機能型居宅介護事業所も1カ所開設し、在宅支援の体制が整いつつあります。また、与論地区入退院支援ルールを運用することで、入退院時における医療と介護の円滑な連携を図り、切れ目のない支援体制の構築を進めています。

一方で、通所介護事業所の数が限られている上、介護人材の不足などにより、通所介護サービスは利用待機が発生している状況です。さらに、通所リハビリテーションについては、現在、提供事業所がサービスを休止しており、利用が困難な状況となっています。

今後は、人材の育成・確保の支援に継続して取り組むとともに、医療と介護の連携をさらに強化し、高齢者やその御家族が住み慣れた自宅で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

質問事項１の要旨２についてお答えいたします。

御指摘のとおり、本町の高齢化率は現在３８％に達しており、要介護認定率も年々増加傾向にあります。一方で介護の現場においては、担い手である職員の減少や高齢化が顕著であり、介護サービスを継続的に提供していくためには、ケアマネジャーや介護福祉士といった介護専門職の人材確保・育成が極めて重要な課題であると認識しています。

これまで、本町では与論中学校や与論高校と連携し、生徒の皆さんが医療・介護・福祉の仕事に関心を持つきっかけとなるよう、職業講話などを実施してまいりました。また、医療系大学等からの実習生の受け入れを行うなど、若年層の人材確保・育成にも努めています。

さらに、介護サービスの提供に必要な資格を新たに取得しようとする方や、現在有している資格を更新しようとする方に対し、経費の一部を補助する与論町介護資格者確保対策補助事業を実施しています。

ケアマネジャーにおかれましては、地域における支援調整役として御尽力いただいておりますが、高齢者の多様なニーズに対応するため、業務以外にも各種相談対応や受診の際の付き添いなどを担う場面が多く、負担が非常に大きくなっている現状があります。

本町としましては、今後も地域包括ケアシステムの更なる推進を図るとともに、介護専門職が働きやすい環境の整備に努めてまいります。

質問事項の２、要旨１についてお答えいたします。

こども未来戦略加速化プランは、我が国の少子化対策を強化するために令和５年度に策定された包括的な政策であり、特に令和６年度からの３年間を集中取り組み期間に位置付け、若い世代の所得向上、全てのこども・子育て世帯への支援拡充、共働き・共育ての推進を３つの柱とし、関係する諸施策の推進が規定されたプランであると認識しています。

本町においては、具体的な取り組みとしてこども未来戦略加速化プランに示されている児童手当の所得制限撤廃及び支給対象期間の高校在学期までの拡大、出産育

児一時金上限50万円の支給、妊婦のための支援給付金による妊娠・出産時からの支援拡充をはじめとする支援策を実施しています。

今後の計画としては、昨年度策定しました第3期与論町子ども・子育て支援事業計画をもとに、本町にあった妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を提供し、全ての子供と家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

現在の進捗状況としては、当初、建設が予定された奉行墓について、昨年の事前発掘調査の結果、遺跡としての価値が確認されたため、周知の埋蔵文化財として登録され、今後の更なる発掘調査を経て町の史跡として指定し、保存される見通しとなりました。そのため、改めて与論町墓地基本計画にて提示されたその他の建設候補地エリアについても検討しているところです。

具体的には優先地区順に、奉行墓周辺地区、昇龍橋頂上地区、梶引パンタ地区そして福祉センター地区の4地区ですが、関係法令上の課題も出てきているため、法令手続等が難航すると想定される場合は、さらに新たな候補地についても検討する可能性があります。

当初の計画から遅延が生じ、町民の皆様には御迷惑をおかけしている状況ではございますが、今後は令和7度中に用地確保と設計業務の発注を行い、令和8年度から令和9年度にかけて建設工事を完了、令和10年度に供用開始できるよう取り組んでいく所存です。

質問事項3の要旨2についてお答えいたします。

町内にある12の共同墓地のうち、全て町有地化されている墓地は5カ所、一部町有地化されている墓地が2カ所あり、茶花墓地以外で町有地化されている墓地については町が直接管理しています。

一方、民有地にある共同墓地では管理者がいらないため、新規の利用や墓じまいの際、相談や届け出るところがないなどの問題があり、問題解決のためにも町有地化を図っているところです。しかしながら、進展鈍く、速やかな対処が難しいことから、集落の自治や生活文化の振興を担う自治公民館との連携が重要であると考えています。

今後は、墓地管理のあり方について各公民館と協議を重ねていくとともに、所有者不明区画調査、公有地化の進展に取り組み、共同墓地の持続可能な管理体制の構築を目指してまいります。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それでは、追加質問をお願いしたいと思います。まず先ほど

の答弁にもありましたが、現在、デイサービスあるいは通所リハビリ等の不足、いわゆる需給のバランスが取れていないという状況と聞き及んでいます。今後の対策についてですが、デイサービスに関しましては、やはり国の基準が厳しいということもある、それから人員の確保も厳しいということもあって、経営面での経済収支が厳しいというふうに見受けられるところですが、既存の機関とともに新しく開始される新規病院等の機能の拡充等、そこら辺も十分にお願いをしたり、話し合いをしたり、より町民ニーズに沿えるよう、町長の政策としての特段の尽力が必要と考えます。そこで、特に新規病院等とも町長が直にお願いをして、こういったサービスの谷間が出ないようにお願いをしていくということが必要だと思いますが、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、ありがとうございます。お答えします。

新規の病院といいますと、与論病院が新しく移設されて、また新規にやられると、そこは高杉院長先生とも高田豊繁議員がおっしゃるように、これからの受け入れでお互いに町と連携を取れるようにといったところでは、また新しく病院が設計とか、予定地の方もちょっと土地の登録等でまだしっかりとした返事が、でも計画としては何か令和9年には着工できるような話で進めていきたいというところで聞いているのですが、そこについてはおっしゃったように、町と新与論病院とは連携して、介護のサービスが低下しないように努めていけるような、お互いに意思疎通しながらまた進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 内々に病院サイドにも私もかけてみたのですが、やはりこの採算性のことがあるようで、そこら辺はちらちらとですけど、やはり町からの応援とかもおっしゃられるようなところがあるんですよ。今は福祉センターがされているのですが、こういったところもやはり厳しいような状況はあるかと思いますが、それは町政としてのスタンスの問題もありますので、そしてそういった高齢者と介護サービスを受けられる方々の賦存量、そういったのを勘案されて、政策としてお願いをしていくということも大事だと思いますので、そこら辺を今後よろしくお願いしたいなと思います。それから、以前、原議員の方からも4カ年ほど前に質疑があったことと思いますが、そのときは山下課長はおられなかったのですが、この与論町の介護保険料を1号保険者も2号保険者も一様に真面目に納付されているとは思いますが、どうですか、課長、国の平均保険料は大体7,200円余りだと聞いていますが、与論町の平均的な保険料がわからなければまた後日でもいいですが、大体でもいいですがわかりますか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） すみません、今ちょっと数字の方を持ち合わせておりませんので、後ほどまた御報告させていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それとあわせまして、今の保険料の納付の率の状況ですね。ほかの税金もさることながら、この介護保険料についてもあわせて後ほどお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

それからですね、要旨2の方に関連するのですが、介護サービスを受ける人も、サービスをする人も高齢化が進んでいくのですが、特に本町の場合、国内も一緒だと思いますが、独居老人が増えてくるというような見込みのようです。とにかくそうすると、やはりどうしてもこういったスキルを持った方々の人手が足りないということが非常に厳しい。そこに至るまでが、また非常にその階段をステップアップするためには、その資格を取るためには厳しい道のりがあるわけです。議会も4年ぐらい前に県の方にも、厚労省の内規ですので、こういった資格を取るためにかなりハードルが高いということで、この離島の場合、特に人口の少ないところにおいては、そういったハードルの規制をもっと下げてもらうわけにはいかないかということで要望したんですよ。今のところ、その離島に特化したような基準の緩和というのが、なかなか入れられないということです。私どもも引き続き、またこういったことにつきましては、県の方にも要請をしまいたいと思っています。やはりそういう対象の方々が増えていくということは、それだけ人材的、人力的な内容が不足していくということですし、またスキルが高まっていくということがございます。国の法制度もやはり厳しくなっていくような状況がありますので、そういったことについて先ほどの答弁にもありましたとおり、やはり環境の整備、そういったまたバックアップを、ひとつよろしくお願いいたしたいなと思います。

それから、今役場の健康長寿課、あるいは包括支援センターの方で大変頑張っているんですが、今現在、なかなか聞くところによりますと、人材環境がやはり厳しいところがあるのではないかとというふうに伺っています。また後日、総務委員会の方でもこの内容等についても、いろいろ意見交換をしたいと考えていますが、やはり対面式での仕事が多いわけですので、特に老人、あるいは方言でなかなか言葉が通じないような方々もいらっしゃるのではないかと思います。こういったことをまた加味されながら、やはりその人材は、こういう言い方をしたらあまり良くないなと思いますが、やはり向き、不向きというのがあるのではないかなと思うのですよね。やはりそれは私どももちろんそうですから、そういった人材適材を揃えて円滑に組織が回せるように、そういったことを考えるのはまた副町長

の仕事だと思いますが、副町長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。高田議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。確かに今介護関係の事業をいろいろ見てみますと、ちょっと令和7年3月にも県議会の方でも一般質問があったところですが、非常に878件という廃業に至った事業もあり、また新規に920件ぐらいできたところもあって、その大変厳しい中にあるのは、やはり人材の確保、それから資金の確保が非常に問題があるというふうに伺っておりました。私どももそういう中で、いかに職員がバラエティというか、いろいろな手法で高齢者の方々の支援をできる者には、やはり資格を持った人材も必要ですし、1人、2人では対応できませんので、できる限り環境の充実を図る必要があると感じています。今の御時世で一般行政職もそれから技術職もですね、募集かけてもなかなか与論町役場に応募がないというのは非常に今悲しいですし、大変厳しい状況ですが、公募に当たってはいろいろな角度から与論町役場職員そして介護に従事できる職員の募集にも、もっと工夫して力を入れていけたらいいなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 職員のこの仕事はきついなということとかで、やはりメンタル的な落ち込みをされるということもですね、これは人間ですからね、人間ですからそういうこともあるんですよ。それはもう女性も男性もそういうことがあるのですが、そこら辺をまた推察というか、聞き取りもしてですね、相談相手にもなって、町長はみんなの親ですから、副町長はまたその女房役ですから、そこら辺も含めて課長と、あるいはまた職員と、やはり真剣に向き合って、どうしたらいいんだろうかということを考えていただいて、これは職員が一番大事ですからね。職務を遂行するためには、職員がいないと駄目ですから、そこら辺を十分に話し合いをしていただいて、今後の対応を職員が安心して仕事ができる職場づくりに努めていただきたいなと思いますが、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、大変貴重なありがたい御意見ありがとうございます。実は私、毎週月曜日には8時半から朝礼を行っていきまして、出張等のときはできないときもあるのですが、先月、うちの職員がちょっと救急搬送されて。朝礼の中でいつも言っているのは、仕事は大事、でも一番基本的には心身ともに自己管理ができて、健康でなければ後々仕事を目一杯やるというところで体の状態が悪い、それをみんなの周りに気を使って仕事をしていくことによって自分も病んでいくと、後々は自分に返ってくるわけです。そこは、思い切って周りの相談できる方にこう

いう状況で体調が悪いと、そういうところを申告してもらって、自分の体は自分でしかわからないので、まずはそっちを第一にしてくださいと、今日朝礼で述べたばかりです。本当にそういうところは副町長、そしてまた教育長と三役揃って、各課長をまた通して、各課だけの問題にとどまらず、やはり与論町役場本庁として職員と徹底して、また健康管理とかそういう職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。ある部署部署で対面で仕事をしないといけないというところで、ストレスを感じているような状況であると思いますので、そこら辺の状況の違ったところでは、また各部署の専門的な御意見も伺いながら改善をしたり、また働きやすい職場環境に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ただいまの町長の姿勢というのは、非常に評価される場所だと思いますので、ひとつ今後もより一層そういったことに留意されて、課長とも十分話し合いをされながら、円滑にできるようにひとつ心がけていただきたいなと思いますので、ありがとうございました。

次に、子育て支援対策にいきたいと思います。先ほどこども未来戦略加速化プランのことについてもいろいろ説明があったのですが、国もこども家庭庁を創設して、若手の長官か大臣かわかりませんが、そこも設置して今の子供の少子化、日本の人口の減少傾向に何とか歯止めをかけられないか、そして、現在の子供たちをどのようにして保護者とかが安心して子育てができるかというバックアップ体制が、いかにして国・県・町としてできるかということが問われているかと思います。そういったことで、国がせっかくそういったプランを立てても、また末端の市町村がこれに追随して連動していかないと機能が発揮できないわけですので、こういったところを国・県と歩調をあわせて、切れ目のない支援対策をひとつ努力をしていただきたいと思います。先ほどの答弁でも、子供と家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいきたいというふうにお答えになっているのですが、本当にまさにそのとおりだと思います。この際、初めて当議会に参加されています光こども未来課長にお考えをちょっと聞いてみたいので、光課長、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 高田議員から大変ありがたい時間をいただきましたので、私の方で考えていることを述べさせていただきたいと思います。

こども未来課ができましたのは、本年4月1日からですが、準備期間と言ったらいけないのですが、令和6年4月からこども未来推進室というのが総務企画課内にできました。そこで最初に進めさせていただいたのが、与論町の現状のニーズをしっかりと把握しようというところで、ニーズ調査をさせていただいて、今後政策に

邁進してまいりたいというところなのですが、基本的には考え方としては、今までやってきた、先人の皆さんがやってきた政策で、非常にいいものがやはり今与論町にあります。そういうところで、今使っている施策については残していきますという方針でいながら、ニーズ調査をさせていただいた中で、こういったニーズに対する施策が足りないのではないかと、こちらの国と県の方の高田議員からお示しいただいている加速化プランですね、非常にいいプランが出ていますので、そういったところと適応して、国・県の補助金を使いながら、取り組んでまいりたい。そういった中で、これからは重要視されていくのが、保育環境づくりとか、これからの環境を良くしていかないといけないということで、今、こども園又は児童発達支援センター、非常に大変な状況で保育、療育又は教育をされています。そういったところを、与論町にあったとか与論町独自の色を持ちながら、しっかりと子供、子育て、親が育っていくとか、また保育の環境の方を進めていくことを重点的に今後進めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 光課長は、新進気鋭の新しい課長です。やはり新しいうちが一番やりがいが出てくるし、またファイトもあるかと思いますので、ひとつよろしく願いたしたいと思います。

次に、墓地関係について、私ども議会も特別委員会を組織しまして、沖縄そして鹿児島と調査もしてきたのですが、大体、共同納骨堂について、あちこちに例がありまして、皆さんはちょっと御存じないところもあるのではないかなと思って説明したいのですが、鹿児島の小松原墓地も沖縄も久米島も、龍野課長のときに久米島は一緒に行ったのですが、大体亡くなってから火葬して、それから一定期間ですね、例えば仏教方式だと13回忌とかがあるわけですが、大体大雑把にいいますと、その間はコインロッカーみたいな感じの個別の霊をまつる壇があるわけですよ。その個人ごと、家庭ごとにあるのですが、一定の期間をまた過ぎたら、もちろんその当初の契約で何年まではこの俳壇でお願いしますねということで、その遺骨箱を一緒にして、そこに随時その遺族の方々はまたいらっしゃって、お線香をして拝礼をしたりしているのが大体のスタイルですね。そして、その一定の期間を過ぎましたら、後はその地下に大きなカロートというのがあるんですよ。そこに、もうAの人もBの人もCの人もDの人も、もう男も女も何もなく、あとは木綿の布に包む形にして、合同で収めるわけですね。これがもう何千体分ぐらい収めるわけですけど、ここからはもう二度と取り出せない。そういうのが大体のパターンなんですよ。個人の納骨堂でも、一定の期間はひな壇のところに置いていますよね。頭の部分とかを置いていますけど、あとはもう下の方の地下カロートにこうして納骨すると、それ

はもう合祀、合祀というのはこれは多分死の世界ですからあれですけど、そういうことでそれを合同納骨ということになっています。そういうスタイルなのですが、今はやはり墓じまいをする方々もいると、これもまた増えてきているわけですし、また移住者も増えてきて、その墓地を新たに設置することは難しいというニーズにあわせて、それを受けて調査をしたり、またその方向に今進んでいるのですが、そういったことで、やはりこれは先ほどの答弁にありましたように、当初はその奉行墓についてちょっと検討されたのですが、これはやはり歴史を考えますと、私の知る限りにおいて、例えば薩摩藩がこの与論を統治していた時代は、島にこの出先だったわけですね。例えば、沖永良部代官事務所というのがあるのですが、そこから出先として与論にまた島役人を、その統括する人がいて、そうすると行旅病人じゃないですけど、そこで死ぬ人もいるわけですね。そうすると、昔の船というのは死んだ人を一切乗せないというんですよ、死人をね。だからそこで処理するしかないという、そういうことでそこで埋葬したのが、あの奉行墓ですよ。それはもう私なんかが、昭和52年、51年ぐらいに国土調査でお手伝いしたときは、随所にこの墓石があったんですよ。チブル石を削った墓石とか、あとは山川が産地なんですけど、指宿の山川ですね、あそこから来た墓石を何々がし、何々とか、何右衛門とか、そういう名前があったんですよ。ところが、それは後になって大分鹿児島にまた持っていったとか、そういうのを聞いていたんですけど、そういうこともあって、当該地はやはり文化財の調査の対象になって、文化財の指定を受けたと。そういうこともあったようで、これはちょっとやはりその分はプラスマイナスの点があったのではないかなと思います。そういうことで、これから土地を新たに探すのですが、私どもが昔、畑総事業をしようとしたときにも、東区に上城というのがあるんですけど、これ全部ストップがかかったんですよ。もう何町歩という土地がですね、もう工事を全面的にストップかけられたんですよ。向こうに上城という与論に最初に上陸してそこに村をつくったという、そういうのがありまして、そこを全部掘り起こされて、調査しないと工事は駄目ですよということで工事をストップしたことがある。そして、そこに60センチの覆土をして畑をつくったという、そこでその名残が今向こうに公園みたいな感じでできていますが、そういうこともあってですね、怪しいと思われるようなところは、必ず埋蔵文化財課というのがありますので、そこに合議をしてから仕事をするということが大事なんですよ。サザンクロスの付近も相当やられた経緯があるんですよ。ところが建物が建っていたものですから、もうこれは私が1人引き継いだわけですけどね、県の埋蔵文化財センターからこっぴどくやられました。そういう苦い思いもあるわけですので、だから心して今後は取り組んでいただきたいと思います。それとあわせまして、農地を

先ほどのいろいろな候補地を挙げられていましたけど、例えば昇龍橋の上とか、梶引パンタのところとかいろいろありましたが、産業課長は今こちらに参加されていますけど、この農振法とか、それから農地法とか、それから税金の問題とか、やはりいろいろ時間、期間がかなりかかるわけですよ。それはもうその職員も大変苦労するのですが、ですからすぐ土地を買う、そして土地を買うまでが時間がかかるのですよね。土地を買って、その設計をして施工をするというのは、これは全然たやすいことですので、これは難しくないのですが、そこまでに至るのが大変な御苦労をされるということですので、そこら辺も先ほどの埋蔵文化財の調査とともに、心してひとつ計画をしていく必要があると思いますので、慎重にされたほうがいいのではないかと思います。

それからその墓地の名義のことで、先ほども答弁があったのですが、私一番大きなのは、ハキビナにも個人名義の部分が幾分かあるということでしたが、この一番大きなのは寺崎なんですよ。山下課長も寺崎に墓地を持っていらっしゃるのですが、主に、那間の方々が向こうの寺崎には墓地を持っていらっしゃるんですよ。ところが、いろいろなことも歴史的にはあったかとは思いますが、これが全部個人名義なんですね。この寺崎のトイレがこの付近にあるのですが、これが寺崎海岸ですね。町道が今、これが寺崎朝戸線という1級町道なのですが、上田線がここに通っていますね。それからこう下りていって、ここがトゥマイというところですね。それからここが寺崎海岸なんですよ。昔、明治の頃は、ここは国から払下げをしたという、そして防風林を植えたという歴史があるんですね。大金久も茶花もハキビナもそういう歴史はあるんですよ。ところが、この国土調査による成果として、今現在ですね、墓地はこの部分を地番が別に打たれまして、これも与論町じゃないんですよ、個人名義なんですよ、これね。それからその周りとはとにかく道路が通っている部分、この部分含めてここまで個人の名義なんですよ。この方は今鹿児島にいらっしゃいますけどね。ですから、そういうことがやはり大きく懸念されるんですよ。これは地目は墓地なんだけど、所有権が個人なんですよ。ですから、町が管理されるということであれば、早めにこれを所有権移転をして、所有権の保存をしないといけないというふうに思うのですよ。2、3年前に既存の墓地の長が管理するという方向で決定をされたのは、前町民課長の龍野課長なのですが、非常にこの決定、方向性を決めたというのは、やはりその本来の墓地埋葬法に準ずる形でされたということで、非常に高く評価するわけなのですが、実は、以前鹿児島市役所に行く機会がございまして、ちょっと調査させてもらったのですが、今、鹿児島市の場合の例を申しますと、この共同墓地についてはどういうやり方をしているかというと、昔、今のパース通りのところに南林寺、あそこは松原小前交差点ですかね、

松原小学校のところの交差点がありまして、その東側に南林寺というお寺があるんですよ。すると、あの一帯が昔は広大な墓地だったというんですよ。それで、そこを区画整理をして街並みをして、墓地を田上とか唐湊に全部移転をしているんですよ。それで向こうの方に残っているのは、南林寺の境内のところに何人かの由緒ある方々のが何本かそこに立っているのですが、ほかの一般庶民の方々ののは、唐湊とか田上の方に全部移転しているんですよ。それで、あとの管理はどうしているかというと、鹿児島市役所のところに市民課だったですかね、そこにちゃんと区画の番号を振った墓地台帳がちゃんと揃えられているんですよ。何年何月、ここから誰が移転したとか、誰が入ったとかというのは、もう市民課でちゃんとわかるようになっていんです。ですから、そういったことまで墓地を管理するということになれば、ぴしっとする必要があると思いますので、ひとつ、ここら辺の事務作業も進めていかないといけないということ。それから、管理となると、どうしても中身の管理ということ、土地の管理ということとあわせて、周辺のやはり雑木類のまたメンテナンスというのも出てきますので、そこら辺は先ほどもあったのですが、自治公民館さんと協定結んで、例えば、那間は那間寺崎ですよ、古里は例えば叶とか、古里とか、そういう具合に協定を結んでやって、きれいな御先祖様がテンウチできるようにお願いしたいなと思いますが、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の御意見、本当にありがとうございます。私もその検討委員会にも商工会長で入ってしまして、そのとき、龍野課長が担当でありました。やはり、全て個人の墓地ではなくて町有地化されていれば、その町で管理している。そこにはやはり地域では集落、公民館、やはり生活振興を担っている公民館長を中心に、集落との協議というか連携が必要になってくるのではないかなと思っていて、そこら辺ちょっといろいろ町有地化するに当たっては、ちょっと作業等鈍いところがありまして、死後の世界のひとと会話できる人間がなかなかなくてですね、やはり先人の声を聞きたいのですが、また高田豊繁議員みたいにちゃんとわかっている方とまたそういう御指摘、御指南いただきながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 山下町民生活課長、せっかくおいでですので、今後の抱負をひとつお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） ただいまの御質問につきまして、高田議員がおっしゃられた公民館との連携、こちら也非常に大事だと考えています。先ほど町長から答

弁があったように、民有地の墓地につきまして、特に今、町の方から手が出せない
というか、手が付けられない状態にあります。町が直接そこを管理するといっても、
やはり登記の問題が一番非常に大きくて、土地によっては明治の方とか、そういつ
た古い名義になっている方々がおりまして、その追跡ですね、子孫の方々、その追
跡に非常に時間がかかるという現状がございます。その間、何もしないのかという
ことになっても、ちょっとまた地域の方々に不便、支障が出てきますので、そう
いったところをやはり地域の生活とか文化、そして自治を担っているその公民館で、
ボランティアというわけではないですが、慈善活動的にそういった地域の意見を受
けて、例えば周辺の伐採とか、できるところを自治公民館と協定というような形で
でも、お互いどういった形で協力していけるのか、今後また重ねていく必要がある
と思っていますので、その際、特に地区の振り分けとか、非常に難航しそうなとこ
ろもありますので、そういったところも皆様の知恵とかをまたお貸しいただければ、
スムーズに話もできるのかなと思いますので、今後ともまたよろしくお願いいたし
ます。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうござ
いました。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10時30分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時29分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4 番、吉田剛議員に発言を許します。

4 番、吉田剛議員。

○4 番（吉田 剛議員） では、よろしくお願いいたします。

1 ふるさと納税について

- (1) ふるさと納税による寄附金は令和3年の1億40万円をピークに減少傾
向にある。一方で本町では給食センターの建替え、中央公民館や共同墓地
の整備、各学校の修繕など、多額の経費を要する事業が見込まれている。
こうした状況を踏まえ、歳入の一助としてふるさと納税の増加が重要と考
えるが、減少傾向にある現状に対し、どのような対策を講じているのか伺
いたい。

よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田剛議員の質問事項の要旨1についてお答えいたします。

個人版ふるさと納税につきましては、令和6年度は増加に転じ約1億4000万円の寄附をいただいたところです。増加の要因といたしましては、広報活動や中間事業者との連携強化、窓口サイトの増設、返礼品に関する事業者説明会や中間事業者による新規事業者向け説明会の開催なども増加に寄与したものと考えています。

今年度は、「ロケふる（現地決済型ふるさと納税）」の導入や、東京や大阪での「ふるさと納税大相談会」に出店し、新規の寄附者獲得等に努めてまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましては、令和6年11月から受け入れを開始し、3社から2130万円の寄附をいただいたところです。

今後も、ふるさと納税の理念を大切に、本町のまちづくりを応援していただけるよう努めるとともに、ふるさと納税を申込みやすい環境づくりや、返礼品の充実、寄附者や中間事業者との丁寧なやりとり等に努めてまいります。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。令和6年度は増加傾向にあるということは、本当に関係各課の皆様の努力のたまものだろうなと思って、感謝申し上げます。この中で増加の要因として、広報活動や中間事業者との連携の強化というふうにあるのですが、この中間事業者との連携の強化というのは、どういったことをやられたのかというのをちょっと教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

この中間事業者といいますのは、JTBさん、それからさとふるさんのことを言っているのですが、そういった担当者の方に御来島いただいて、いろいろふるさと納税の増額に向けてのいろいろな話し合いをしたり、いろいろな問題点とかのこと。それから、中間事業者さんから島の事業者向けにふるさと納税の新規事業者向けの説明会、ふるさと納税というのはこういったものですよとか、ふるさと納税に参加するためのいろいろな手続はこういったふうにしたらいいですよとか、その中間事業者の方が、ふるさと納税に参加したいというような島の事業者の事務所に出席して、実際にパソコン上でこういった操作をしてとかといった、丁寧な支援をしていただいたというところです。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。ということは、その窓口、その事業

者が増えたことによって、ふるさと納税の金額も増えてきたのではないかという感じでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その中間事業者の方が御来島いただいて、いろいろ説明会などを開催していただいたのが、令和6年度の増加にすぐにつながっているということではないと思いますが、いろいろな窓口サイトの増設ですね、これは中間事業者とは別に、窓口サイトというのはいろいろたくさんございまして、例えば楽天だとか、新規にはJALふるさと納税サイト、KABU&ふるさと納税のサイトだとか、そういったこれまでのものに加えて新しい入りの窓口サイトを設けたというようなところが、増加につながっているのかなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。その与論ならではの知恵とかというのを出していくというのにも必要だと思うのですが、即効性だったりとか、効果的な案がすぐに出てくるかというわけにはなかなかいかないと思いますので、こういったふるさと納税とか、今後は宿泊税などもやられるということなので、こうやって一般財源が増える方法をどんどん増やして行って、そこからまた余裕のあるところで知恵を出していくということも大事なのかなとすごく感じているところなので、質問させていただいています。また、今年度始めるということで、ふるさと納税大相談会に出店とあったのですが、この内容についてもちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） こちらは、各自治体の魅力を伝えるというようにいろいろな自治体が集まった大相談会というところなんです。東京、大阪で行うということです。大阪は、もうすでに実施しておりまして、また8月頃東京の方で大相談会というところですが、そちらの方に本町からも職員が出向きまして大相談会に出店をすると、基本的にはシティプロモーションイベントということで、この委託をしています会社がその販売とかいろいろな人たちへの相談、それから新規事業者の獲得といったことをするのですが、そこにもまた与論町の我々職員も一緒に行って、一緒に与論町の紹介をしたりとか、そういったことで新規事業者の獲得に向けた事業をするというところなんです。いろいろ関係人口とかを増やすことによって、最終的な地域の活性化につなげていこうというようなことをもとに、この新規事業者のふるさと納税の大相談会をやっているところなんです。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。やはり返礼品に頼らない応援されて

いる自治体というのが、今この競争化されているふるさと納税の中で大事なのかなと思っているところで、物ではなく思いであったりとか、与論町のストーリー性だったりとかを共感してもらえる地域づくりというのが、寄附者にとって魅力的のかなと思っているところです。その中で6つ重要なところがあると思うのですが、寄附者を増加させる要因として大事なところが、1つは、ブランディングと寄附者との関係性の構築、使い道の公開、情報発信、事業者支援、あと平準化策というのがあると思うのですが、ブランディングというのは、与論ならではのところですね。2つ目の寄附者との関係性というのがリピーターを育てる仕組み、1回で終わらせないファン化させるということが大事かなと思います。例えば、寄附者限定のメルマガ配信だったりとか、オンライン感謝祭とか、限定品の招待券を配るとか、抽選の招待券を配るとか。3つ目の使い道の公開だったりとか情報発信に関しては、すごく重要なところだと思うのですが、やはりその寄附された方々にこういったことで使うのかというのは、すごく気になる場所だと思います。宿泊税に関してもそこが一番気になるという声があるというのも、すごく聞いていますので、情報も見ましたので、そういった公開する場というところは、SNSやウェブなどを通してでも発信していく必要があるのかなと感じています。また事業者支援としましては、地域経済と連携した整備ですね。例えばお隣の沖永良部島だったりとか国頭村との連携を図って、周遊セットみたいなことですね、何か特産品と体験型のことと、宿泊割といったパッケージを組むというのも1つの手なのかなと思っています。また6つ目の平準化策というのは、年間を通して安定した寄附者をつくるというところなんですけど、落ち込むと言われている6月や9月に、先ほども言いましたが、寄附でその限定抽選券のキャンペーンを打つとか、そういった安定的なところを目指していくところがあるのかなと、その6つが大事なところなのかなと思っているところです。その一方で与論では、ふるさと納税で利用できる必要経費というのが寄附額の50%ということなので、その送料とかを含めると、なかなかほかの内陸の自治体に比べると難しいところがあるというのを、昨年担当されていた光俊樹課長と宮崎に調査しに行ったときも、そういうふうに現地の方に言っていて、1人じゃなかなかきついと、もっと5人ぐらいい欲しいなというふうに言っていましたので、またそういったところでも一般財源は必要なのだろうなと感じているところです。その中で、今年、ロケふるという現地決済型ふるさと納税を導入するというので、この話なのですが、僕もちょっとか関わっていて、観光大使のカワモトさんにお話をいただいて、町長にもお話を持っていったところではあったのですが、一度このお話を町長もお聞きになられたと思うのですが、この内容について、改めてどんな印象を持っているのかということをお聞きできますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田剛議員ありがとうございます。ロケふるの前に6つのことを言われました。確かにおっしゃるとおりで、一般財源の乏しい本町にとっても、やはりふるさと納税は1つのツールだと私も町長になる前から、会長しているときから思っていました。すぐ町長になってから数字を見たところ、おっしゃるように令和3年度をピークに1億円を超えてから、9000万円、8000万円と落ち込んでいたので、令和5年から6年にかけてその掘り起こしの指示をしたところでした。それが功を奏して令和6年度は1億4000万円を超えて、もう成果が出たというところですよ。また、しっかりと寄附者との連携だったり、やはり特産品は地元の業者を育てるという意味では返礼品も大事で、返礼品ありきではなくてですね、やはりちゃんとしたいいろいろな地場産業を支える意味で、例えばマンゴーをしっかりとつくってもらうとか、島らっきょうだったり、魚介類としっかりとソデイカの安定した量が獲れたりとか、そういう返礼品に関しては地場産業を支えるという意味で支援していく。また寄附者とも一時的なことで終わるんじゃなくて、やはり関係性を用いてリピーターにつながったり、安定した寄附を毎年毎年与論のためにしていただける、そういった方々の寄附を安定してもらうということ。あと新しくカワモトさん、ジャッキーさんですね、吉田剛議員から御紹介。もうそれは与論の外海離島の観光地であるところでは、内容に関して僕は詳細を知っているわけでは、概要等の説明を受けるときにはすごく与論にヒットした決済型の納税で、強化していけば結構大きな財産となれると私自身は思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。そのお話をされてから、すぐに予算組みなどをさせていただきまして、本当にありがたいなと思いました。僕もその可能性をすごく感じていまして、与論はやはり物に関しては土地が狭い分だけ、なかなか安定供給できる場所も限りがあったりするのですが、体験型だったりとか、現地に来られたファンの方々にとっては、無限にあるのではないかなと感じているところなので、そういったところをすぐに取り入れていただきまして、本当にありがとうございます。企業版ふるさと納税につきましても、11月から始まって3社で2130万円の寄附をいただいているということで、以前、一般質問で高田議員から質問があったのですが、東京与論会などを通じて、企業版ふるさと納税の説明をして、そのために支援していただけるような話をしていく計画を立てていると答弁されていたと思うのですが、まだ1年も経っていないので、その進捗というものもないのかもしれないですが、これの進捗があったりとか、これからの計画があったら教えていただけたらと思います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。企業版ふるさと納税を、言ってみればどの企業にこうやってという計画自体があるわけではなくて、吉田剛議員もおっしゃったように、また龍野総務企画課長でも言ったように、やはり物ではなくて関係人口、琉球弧の南西諸島にある地域気候と土地のあれであれば、例えば大きな収穫は得られない地域に外海離島にありますよね、与論の広さからして。そこは大きな金額は得られないとして、私はもう人だと思います。与論の人たちが、ユンヌンチュが、来てもらったお客様にですね、ああ、与論の人っていいな、こういう人たちが生活しているところにやはり応援してあげたいなという気持ち、それは私も含めて全ての人たちが、議員さんもそうですし、役場の職員もそうですし、また住んでいる方々がそういうふうに思える生活をしていくのが大事だと思っていて、企業版ふるさと納税に関しては、また私を介して応援したいというところの企業、あるいはまたその後の、私そのものは、また東京与論会といいますと、やはり島を出て大成功を収められた企業の方々もいらっしゃると思いますので、まずはそういう方々に丁寧に説明をして、そういう応援をしていただくのが基本的にあって、またそれに準じて、与論町で一生懸命やりたいという何か事業もしたいということであれば、そこに使わせていただけるような説明をしながら、まずはその事業ありきですね、お金集めではなくて、何かやりたいということを先に言い出して、そこに応援してもらう企業をまた誘致したいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。商工会時代から背中を見ていたりしたので、交友人口の広さにはすごくびっくりしているところもあって、やはり顔も広い町長ですので、これから出張に行かれるたびにとか、是非トップセールスマンとして与論町をアピールして、企業版ふるさと納税の方にも寄附いただけるようにしていただければと思います。

最後になりますが、先ほども言いましたが、観光大使のカワモトさんにちょっと依頼を受けて、町長だったりとか、観光課の方々だったり総務課の方々と何度かお話をさせていただいているので、この事業をちょっと私も協力をしながら、与論町が潤うようになっていけたらいいなと思いますので、今後ともよろしく願います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員の一般質問を終わります。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていた

できます。初めに、日頃より与論町の発展と町民の暮らしの向上のため、町長はじめ関係各位の皆様が御尽力くださっていることに、心より感謝申し上げます。現在、与論町は、少子高齢化や人口減少といった将来を見据えた上で極めて重要な課題に直面しています。そうした中で、子供を安心して生み育てることができる環境づくりは、町の未来を育むための基盤であり、まちづくりの中心に据えるべき柱の1つと考えています。また同時に、自然と調和しながら暮らしを支えるアグロエコロジー、環境共生型農業の視点にも注目しています。この取り組みは農を通じて地域の生態系や伝統文化そして食の安全を守りながら、次の世代へと豊かな自然と持続可能な暮らしを受け継いでいく考え方です。本日は、子供を育む島と自然と共に生きる島、この両面から与論町の持続可能な未来をどう築いていくかという観点で、いくつかの点について質問させていただきます。本町の未来に思いを寄せ、共に考える機会となり得ますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1 子育て支援政策について

- (1) こども未来課の新設に伴い、一般的には子供たちの健全育成と、子育て世帯支援事業の立案・実施がより具体化されると期待していますが、与論町としての方向性や、目指す未来の展望についてお尋ねします。
- (2) 子育てにおいて、子どもの年齢に応じて必要なものが異なりますが、今後どのような支援の導入や拡充について実施、検討をされているのか、お尋ねします。

2 持続可能な島づくりについて

- (1) 国のこども未来戦略方針に基づき、2026年4月から小学校の給食を無償化する方針を示していますが、財源確保や質の低下などの問題視もされています。本町として、給食の無償化についてどのように捉えているのか、お尋ねします。
- (2) 本町では、地産地消にも力を入れています。農業、環境、社会、経済の持続可能性を統合的に考えたアグロエコロジーという概念も取り入れ、生産者の方々や、家庭菜園をされている方々への支援や拡充などの考えがないかお尋ねします

よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。池田理恵議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

本町が目指す未来の展望については、安心して子供を生み育てることができる環境を整え、地域が子供をまんなかにしてつながり、全ての子供たちが自分で未来を

選択できるまちを目指します。

方向性については、令和7年3月に策定しました第3期与論町子ども・子育て支援事業計画をもとに、「こどもの育ち」「親としての育ち」「地域での支え合い」「子育て環境の充実」の4つの視点をもって進めながら、本町に合った持続可能で効果的な施策の推進に取り組んでまいります。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

妊娠・出産期の支援については、離島地域出産支援事業補助金や妊婦のための支援給付金、出産育児一時金等の経済的な支援を引き続き実施してまいります。

また妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、従来から実施している家庭訪問型子育て支援サービスである「ホームスタート・ゆんぬ」の継続した実施とあわせて、こども家庭センターを設置し、専門スタッフによる相談体制の強化を図ってまいりたいと考えています。

乳児期への支援については、令和6年8月に実施したこども未来推進ニーズ調査において、母親の就労状況が育休中を含めると91.3%と非常に高く、就労の必要性が伺えることから、子供の育ちを意識しながらの保育ニーズが求められるため、こども園や児童発達支援センターの人材確保及び育成に取り組み、体制の強化を図ってまいりたいと考えています。

質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

アグロエコロジーという観点における本町のこれまでの取り組みの1つとして、堆肥センターや敷料化ラブセンターにおいて、家畜排せつ物の堆肥化や不要雑木の敷料化を行い、肥料及び土壌改良資材や畜舎環境資材として有効利用を図ることを通じ、資源循環型農業を進めてきたところです。

また、そのような地元資材を活用して生産された農作物の島内における積極的な消費を通じた地域内経済循環の構造の形成にも努めてきたところです。緑肥活用による土づくりにおいても、継続して補助事業を実施していますが、いずれもその利用については、販売収益を目的とした農家に限らず、全農家を対象としたものですので、なるべく多くの農家に利用していただき、持続可能な資源循環型農業を推進してまいりたいと考えています。

なお、今年度につきましては、国の物価高騰対策支援事業を活用した国内肥料活用支援事業を実施しており、有機肥料の購入費助成も行っていますので、多くの農家に積極的な活用を御検討いただきたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員の質問事項の2、要旨1についてお答えいたします。

文部科学省の「給食無償化に関する課題の整理」によりますと、令和５年９月時点で、全ての小中学校の児童生徒を対象に給食無償化を実施している自治体が３０％を超えており、自治体間の財政力や政策の差異により格差が生じている状況であることから、国が給食無償化を統一的に実施することは歓迎すべきと考えています。

本町においては、平成２５年度から給食材料費のうち、主食部分のごはんやパン、麺類及び牛乳については町が負担しています。保護者の負担は、令和７年度においては、小学生が１食当たり１９０円、中学生が２２０円と定めており、年間提供数を１９０食で計算すると小学生で年間３万７０５０円、中学生で４万１８００円の負担となっています。

国が進める給食無償化については、財源や公平性の確保などの問題もありますが、少子化対策としても有効な政策であることから、早急に実現することが望ましいと考えています。

○議長（沖野一雄議員）　１番、池田理恵議員。

○１番（池田理恵議員）　ありがとうございます。それでは子育て支援政策について、要旨１より再質問してまいります。こども未来課という専門部署の新設は、まさに今子育てを取り巻く社会環境が大きく変化する中で的確に対応し、地域としての責任を果たしていこうとする大きな一歩であると受け止めています。しかし、その背景には、核家族化と共働きの進行という社会構造的に大きな変化があり、これはいまや子育てを家庭の中では完結できない時代を示しています。総務省２０２０年国勢調査によれば、３世代同居世帯は１９８０年の約１９％から、２０２０年にはわずか４．９％にまで減少し、核家族世帯は全体の５９％以上に上昇しています。また、厚生労働省令和４年版国民生活基礎調査によれば、共働き世帯は約１２００万世帯に達し、専業主婦世帯のおよそ２倍に上がっています。こうした変化の中で親子と一緒に過ごす時間は短縮され、子育てに自信が持てない保護者も増加しています。結果として親子の関係が希薄化し、母子分離が進行しているのが現状です。

そこでお伺いいたします。与論町における核家族世帯の割合及び共働き世帯の実態について、現時点で把握されている状況をお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員）　光こども未来課長。

○こども未来課長（光　俊樹君）　御質問ありがとうございます。

すみません、手元の方に核家族化世帯のデータがありませんので、また改めてお示しさせていただきたいと思います。世帯数が今２，６６７世帯あるのですが、与論町の方で子ども・子育て推進ニーズ調査の方をさせていただいた結果を踏まえると、ひとり親世帯の方は約１０％前後かなという把握をしています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） 核家族世帯の割合と共働き世帯の実態についてというところでは、今は手持ちがない状態でしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 共働き世帯の方は、育休中を踏まえると全体の 9 1. 3 %でありまして、育休中を除きますと 8 6. 6 %と把握しています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。非常に高い割合と思います。与論町でも例外ではないということがわかります。さらに現代の子育てにおいて見過ごせないのが、親子の接触時間の減少とそれに伴う育児不安の深刻化です。2 0 1 5 年内閣府子ども・子育て白書によると、共働き家庭における親子の平均接触時間は、平均 1. 8 時間にとどまり、この短さが情緒的なつながりや信頼関係の形成を困難にする要因となっていると指摘されています。また、2 0 2 3 年厚生労働省の人口動態統計では、第 1 子出産時の母親の平均年齢は 3 0. 9 歳と過去最高を更新し、育児経験や支援ネットワークのない中で出産、子育てに挑む家庭が増えています。その結果、2 0 2 1 年NHK調査によれば、子育てに自信がないと感じている親は 6 5 %にも上るという深刻な状況がございます。したがって、今、町として重要なのは、家庭の機能を補い、親子が再びつながる場や仕組みを地域の中で取り戻していくこともあわせて考えていく必要があると感じています。また、このこども未来課には、その先導役としての機能も同時に強く求められていると考えます。子育て支援を考える際、単に負担を軽減するという側面だけでなく、親と子の触れ合いを深め、育児そのものが楽しい思い出となる仕掛けづくりが重要でないかと考えます。

ここで伺いたいしますが、今現在、親子の関係性を深めたり、育児が楽しくなるような仕組みづくりについて、何か取り組む予定などございましたらお教えください。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） お答えいたします。

町長の答弁の中にもありましたが、この政策については 4 つの視点を忘れてはいけないと考えています。まず 1 つ目が、子供の育ちに対する支援の方向性です。これについては、子供の育ちというところで一番育つところは、こども園なのかなという感じをしているのですが、この部分で先ほどあったような核家族化、ひとり親世帯とか、共働き世帯というところの割合が非常に与論町は高い状況になっています。そういったところを補うためのこども園という形になるのか、それとも第一義的責任を持つ保護者がその教育のところについては責任を生じますので、どうい

ふうな関係性でいくのかというのは非常に重要なと考えています。ここの子供の育ちについては、こども園の形でいくと思うのですが、親としての育ちというところも自己肯定感を上げて、そういうふうな親としての育ちについて、こども園の方からまた支援ができるような体制づくりもしていかなければいけないと思っています。3つ目の地域での支え合いというところで、子供をまんなかにして取り組む姿勢というところで、いろいろな協議会とか、皆さんの地域の集まりのところで支えられていると思います。そこで情報を一元化してできるような形を取っていければということを考えています。子育て環境の充実、こども園とかを整備していくというところで進めてまいりたいと思っています。この4つの視点を踏まえながら、子供と親と一緒に、子育てをできる状況の政策でいうと、今、こども未来課は保健センターに場所を用意しています。ここのところを今年度実施設計という形で、改修工事の方を進めてまいりたいと考えています。なぜそういうことをするかというと、保健センターを開放しようと今動こうと思っています。保健センターの平日使われていない2階のところを、子供とか親が集まれる場というところに進めていくことによって、子供と親、また保護者間での集まりができればなということを考えています。実施計画でやっていくのが、今度は土日でも子供と親がまた一緒に育っていける、また保護者同士の連携ができるような形で進めてまいりたいと思っております。ちょっと先になりますけど、令和9年度ぐらいから進めていければなというところで、まずは、子供と親が接するところの場を保健センターの方に用意してまいりたいと、近々では考えているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。そうした仕組みを通じて、親子の触れ合いや育児の楽しさを実感できる環境を整えることが、町全体の子育て力を高める鍵になるとも感じていますので、是非、取り組みを続けていただきたいと存じ上げます。

一方で、子育てにおいては、子供の年齢や発達段階に応じて必要となる支援の内容も変化してまいります。そこで、再度お伺いいたします。今後、こども未来課として年齢別のニーズに応じた支援の導入・拡充について、どのような施策、実施などを検討されているかについて、また再質問をさせていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） ありがとうございます。今、子ども・子育て支援政策については、与論町では経済的支援の方は非常に充実してきているのかなと感じています。高田議員からも御指摘があった子育てプランの中では、与論町では今年度からほぼほぼ履行できているような状況ですので、それ以外の施策というところ

で取り組んでいかないといけないかなと思っています。それについて、子ども・子育て推進ニーズ調査によりますと、地域における子育て支援の充実、あと仕事と家庭生活の両立、島外への旅費支援、気晴らしができる施設等の設置・整備というところのニーズが非常に多く求められているみたいです。この中で、地域における子育て支援の充実というところは、経済的支援が含まれてくると思いますので、そういったところは、今までのものを継続して予算を取りながら進めてまいりたいと考えています。仕事と家庭生活の両立では、保育ニーズが非常に大きくなってきているのかなと思っていまして、それは何かというと、こども園に求められるニーズが増えてきていると感じています。ただし、一概にこども園を月曜日から日曜日まで開けますかという話になってくると、またそれは別の話となってくるので、ここについては、現場のこども園の方と話をしながら、実際に親の育ちというところの視点も抜かさずに考えてまいりたいなと、ここはちょっと政策については考えていないです。島外の旅費支援については、このニーズ調査は0歳から小学校6年生までを対象としていますので、多分、小学校の島外遠征費用のほうが含まれていると思いますので、こちらの方は教育委員会と一緒に進めてまいりたいと考えています。最後に、気晴らしができる施設等の設置・整備というところで、先ほど申し上げたとおり、保健センターの開放を考えていきながら、子供たちと親が平日からまた土日のすごくニーズが高いところの方に集まれる場所というのを、今後、設置できるように進めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。どれも重要な政策と言えます。一日も早い実現を願い、子供を安心して生み育てられるまちづくりに向け、御尽力いただきたいと思います。私の視点からまたちょっと申し上げますが、以前も申し上げたとおり、子育て支援にはおっしゃったとおりですが、金銭的支援による経済的負担を軽減する仕組みの強化と物資支援による子育てに必要なものを地域で支える仕組み、そして人的支援によるつながりと共感で支える子育て環境という3つの柱を基本に、与論町の地域資源を活かした子育て支援政策が必要とも考えています。まずは、先ほど金銭的なところではとても充実しているところが伝わってまいりましたが、こちらについて再度質問させてください。これまでも出産祝い金や入学金をされていると思うのですが、この支給時期について教えていただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 御質問いただいている内容が、多分子育て支援金というところの内容かなと解釈いたしますと、与論町子育て支援金制度というところ

で支援させていただいているのが、出産時に支給させていただいているタイミングと、小学校入学時、中学校入学及び卒業時、それぞれ規則で定める額を支給しているというところになります。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。こちらは出産時の何カ月後とか、あと入学時のどのタイミングでというところまではおわかりいただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 子育て支援金の制度でいうと、申請のタイミングは産まれてから、すみません、出生時のところがよくわからないのですが、入学時の場合は、4 月 1 日時点での住民として住所がある人を認定の基準としています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。今の子育て支援金の支給時期については、やはり保護者の心理的、経済的負担が最も大きくなるタイミングにあわせることが望ましいのではないかと考えています。支給時期は、支出が発生する前又は直後に設定することで、実効性と満足度の高い施策となりますので、是非御検討いただければと思います。例えば出産届と同時に申請があった場合に、1 カ月以内での振り込み又は支給、就学の入学祝い金に関しましては、名簿が確定される時期が恐らく 1 1 月とか 1 2 月なのかなというふうになった場合に、翌月の 2 月、3 月あたりに支給をすればそこで準備が、保護者説明会もそのあたりにありますので、そこで支給していただけると非常に負担軽減につながるのかなと、そして 4 月 1 日にはもう揃えられているような状態にしていいただければと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） その点は、大変池田理恵議員がおっしゃるとおり、必要な時期に必要な経済的支援をするというのが、非常に論理的にも成り立っているのかなと感じています。一応、与論町は外海離島というところで、県立学校とか町立学校とありますが、転勤が伴う教職員とか警察の方とかもいらっしゃいます。そういった方たちが認定のときには与論町に在籍されていますが、4 月 1 日時点のタイミングで、年度をまたいだタイミングでは転勤している可能性というのがあるかなと感じておりまして、事務の事務上、4 月 1 日時点で与論町に住民票を持たれている方に支給をさせていただいている状況になります。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。状況はよく理解できました。何とか柔軟な対応方法があればなど、なかなか 1 人に対して大きな金額が必要となってま

いますので、何か方法があればいいかなと検討していただければと思います。ありがとうございます。支援制度の御提案が金銭的なところから1つございます。今、核家族化が進んでいるところから逆に三世帯同居でしたり、近居に家を持ちたいという方々に対する、それを希望される方もやはりいらっしゃると思うので、そういった支援制度を行うところが自治体でもあるようです。なので、祖父母による育児支援の仕組みを再評価する視点というところから、かつて当たり前だった三世帯の助け合いというものが、今は全国的に減少傾向にあります。今一度、与論町のようなつながりの深い地域では、再びそれを資源として活かすことも1つの支援政策としてもあっていいのかなと感じています。町としてその三世帯での同居や近居を希望する家庭に対して、住宅改修支援や家賃補助などの制度の有効性なども考えられることもあるそうです。そして父母世帯の知恵と経験を活かすことで、子育て世帯の負担を軽減したり、移住された方々に対しましても、共に子育てができるような環境を整えていく、その地域の支え合いの文化の構築にもつながると思っています。また、物資支援についてなのですが、子供に対する直接的かつ即効性のある支援となると思っていますので、是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。お聞きをしたいと思います。子育てにおいては、子供の成長に伴い、必要となるものや支援の内容も年齢に応じて大きく変化してまいります。とりわけ制服や学用品などは、サイズの変化にあわせて都度買い替えが必要となるなど、保護者にとっては継続的な経済的負担となっています。以前、私の一般質問の際にも、制服や学用品に関する支援について答弁をいただいた経緯がございますが、このたび、こども未来課が新設されたことを踏まえ、改めてこれらの物資支援に関するお考えをお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） お答えいたします。

去年、池田議員からは物的支援というところで一般質問をしていただいたと思うのですが、そのときの回答としては、ニーズがありましたら、そういったところの支援も進めてまいりたいというような回答だったと思います。その回答と私も変わらなくて、物的支援というのは直接支援で、非常に即効性のある、効果のあるものだと思います。そこについて、物的支援をしていくというところでニーズ調査の中では、まだそこが上がってきいていなかったものですから、そのニーズが高まってきたときには支給してまいりたいと考えています。鹿児島県の事業の中で、かごしま子育て支援パスポート事業というのがありまして、そのパスポートを持っていると、いろいろな支援を受けられるというところがあります。制服とか必ず必要になってくる場所の支援となりますと、また金額も高額になってくる部分があ

りまして、非常に協議を伴う部分があると思います。このところは、また民間の事業者様と協力しながら、また子育て支援に協力していただける方たちがポイント付与だとか、また何%減額しますとか、そういったところで一緒に協力しながら、地域で一緒に進めてまいりたいと思っていますので、またニーズが高まってくればやっていきたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。またニーズが高まってきたらということで、是非検討内にはあるかと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。そして、子育て支援政策についてもう一つ御提案をさせていただきます。先ほど申しあげました金銭的支援、物資支援、人的支援の3つの柱を軸に与論町の地域資源、すなわち自然、文化、人とのつながりを活かした与論町らしい子育て支援政策の1つとして、地域貢献型子育てポイント制度の導入などをちょっと御提案させていただきたいと思います。先ほど物的支援のニーズというところではあったのですが、例えば子育て家庭が育成会や地域行事への参加、学校や施設でのボランティア、子育てイベントへの親子参加や見守り活動など、地域に関わり貢献する行動を可視化、ポイント化して蓄積していくような仕組みです。そしてそのポイントを教育費の補助、給食費や学用品、旅費など、あと町内で使える商品券や子供用品、図書カードなどへの交換といった形で、家庭に喜びとして還元していくものです。この仕組みによって親御さんたちが親子で参加してよかったと、親子で地域に関われることで報われたと実感できるとともに、地域とのつながりや連帯感も生まれ、子育てが孤独なものから共に育て合うものへと転換していくと期待されています。すでに取り組まれている健康ポイントなどがありますが、そちらの子育てバージョンと御認識いただければと思います。与論町のような自然と人とのぬくもりが息づく地域だからこそできる取り組みとして、御検討いただければと思いますが、現時点ではどのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 御提案ありがとうございます。そちらについては、全面的に進めてまいりたいと私個人的には考えています。そういった形で共育てとか、また地域のところと一緒にやりながらやっていくために、仕組みをしっかりとつくっていくというところになってくると思います。その仕組みづくりについては、こども未来課だけでは進めることはできませんので、池田議員をはじめ、また地域の皆さんと一緒に協力しながら、地域で回っていくような仕組みにできれば、そうすることで地域で育てられるような、子供をまんなかにして育っていけるような形をできればと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） 前向きな答弁に感謝いたします。今後もこのこども未来課を中心に、子育て世帯や地域の皆様と共に歩む政策の推進をお願い申し上げます。そして、このポイント制度が今子育てやそういった活動に関わることで、関わった方々、ほかの世代の方々にも還元できる仕組みに拡充していくことで、子供をまんなかにして社会を町全体でつくり上げていく仕組みになるとも思っていますので、拡充していくという、全世帯がこの子育てに関わっていくというような仕組みになればなと思っていますが、以上を踏まえまして、町長に御意見をお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員の積極的な参考になる御意見ありがとうございます。私も町長になったのが、令和4年ですね、子供が産まれていないと、産まれていないというか、50人、60人産まれていたのが、もう20人だと。何でそういう状況になったのか。やはり子供をまんなかにして、それは例えば子育てする親とか、その世帯だけにするのではなくて、どういう問題があるのか。まさしく今こども未来課をつくって、そういうところの施策はできないか。池田議員もそれを強く思っていると思うんですね。それは、町だけでもできないですし、また、集落だけでもできないわけです。それは連携してみんなで。例えば島の自然だったり、言葉、方言だったり、いろいろなものが1つの課、1人の思いだけではできないので、連携して支援していけるように、そういうのは前向きにということ。また、今おっしゃったポイント制度は、すごく参加する人たちが参加しやすく、参加しない人たちが何か得をするようなことがあってはいけませんので、参加した人が本当にやっていてよかったみたいな雰囲気づくりというのは、大変今素晴らしいアイデアだなと、是非、前向きに取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） 前向きな答弁ありがとうございます。また共につくってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、持続可能な島づくりについて再質問をさせていただきます。給食の無償化に関して、再度お伺いさせていただきます。現在、与論町において給食の提供に係る費用のうち、町が負担している割合について御説明いただけますでしょうか。また、その財源としてどのような予算が充てられているのか、具体的な内容についてもお聞かせいただきたく存じます。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。鹿児島の小学校から来たときに、こ

この給食費が何でこんなに安いんだろうと思って、給食センターの運営委員会なんかで資料が出るので、そこで把握した中で、与論町は結構補助しているなというのがあって、一般財源の扶助費で1200万円ちょっと補助しています。それから、ふるさと納税で、これはひも付きなんですけど200万円、これは地域の地場産を使うということで200万円あります。本年度は物価高騰重点支援地方交付金が220万円ほど付いています。トータルすると1620万円なのですが、総額の給食費からすると、これは4000万円なんです。そうすると、ちょうど4割負担しているということになります。質問があったように、町がということになると、1400万円になるのかなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。与論町においては給食費の負担は4割というところで、ふるさと納税や町単独扶助費と自主財源を活用しているという、先進的な取り組みを行っておられることに大変今聞いて、感銘を受けたところです。このような財源の確保と効率的な活用により、町民への支援が強化され、持続可能な給食サービスの提供が実現していると思います。こうした取り組みはほかの自治体にも参考になる優れたモデルであり、町の財政運営にも寄与していることがよくわかります。このような取り組みが進められる中で、就学援助制度に関してなのですが、特に経済的に困難な家庭の支援については、どのように取り組まれているのかお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） もしかしたら、先ほどのこども未来課とも少し関連があるかもしれませんが、現在、小中学校で就学支援をしている方が84人います。全体の18.2%が援助を受けているということになるのですが、その内容的には大きく4つ、小学校の入学時、中学校の入学時、それから一般的な学用品の補助、そして給食費の補助、そして医療費ですね。大きくはその4つになるのですが、その中の給食費としては、率としては1年間分の75%を補助しているという形になります。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 与論町におかれましては、給食費の75%を援助をされているということで、地域における支援策が非常に重要であると感じています。国の方針により、給食の無償化が実現することが期待される一方で、その実施に対して質の低下が懸念されるという意見もございます。このような状況において、与論町としては給食の無償化に対してどのような考えをお持ちでしょうか。質の維持に向けた取り組みや方針についてお伺いさせていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君）　ありがとうございます。無償化については、ここでも述べましたが、本当に各自治体でそれを無償化にするというのは、ちょっと違うかなと思うんですね。特に、その子供の基本的な成長に関わる部分は、やはり格差があってはいけないと思うんです。今、3割負担をしている自治体ってどういうところかというと、財政的に豊かなところにはほぼ限られている。おかしいと思うんですよ。そういった面では、国のこの全部無償化というのは、いち早くやっていただきたい。まずは小学校からということですが、もう小中あわせて同時に実施していただきたいぐらいです。そして質の低下ということがありましたが、先週、テレビ番組で福岡市の給食で、おかずが唐揚げ1個というのが報道されましたが、その中身的にはちょっとわかりませんが、カロリー的には問題がないと。いつもの唐揚げの2個分を1個にまとめたというような回答でありました。多分ですね、いろいろな自治体で、やはりこれだけ米も2倍に上がって、その資金の中でやりくりしていくという中では、非常に大変努力をされていると思うんですね。なので、そこを批判することではなくて、我々も質の低下をしないために、年に2回、給食センターの運営委員会があるのですが、昨年度末にどうしてもやはり米が2倍になって、今の質を維持するにはちょっと上げないといけないということで、今年度1食当たり10円のアップをお願いして、今進めているところです。これがもし令和8年度から国が無償化していただけるのであれば、今実際、町の一般財源から1200万円、ふるさと納税から200万円頂いていますので、その部分が浮く状況になるので、質を維持するというよりは、また国から支援がいただけるのであれば、今までの1400万円の全てではないですが、そこをまたもっと地産地消を進めながら、そこに充てていくとすれば質がもっともっと向上するというか、維持していくというよりは、与論の場合はもうこれまで自治体の方で支援しているお金があったので、質の向上というのは期待できるのではないかと考えています。

○議長（沖野一雄議員）　1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員）　ありがとうございます。給食の質の向上に対する思い、意気込みをお伺いいたしまして、大変心強く感じています。地域の子供たちにより良い食材を提供することは、教育の一環としても非常に重要な取り組みであると考えます。その中で、地産地消の推進は、地元農業の活性化とともに地域全体の持続可能な発展に貢献する重要な要素です。農業、環境、社会、経済の持続可能性を統合的に考えたアグロエコロジーの視点を取り入れることにより、環境にも配慮した食材の調達が可能となり、地元の農産物を使用することで、地域の農家を支援しつつ、子供たちに新鮮で栄養価の高い食事を提供できると考えています。これにより、地域のつながりを深めるとともに、持続可能な島づくりを進める上で大きな一歩とな

ると考えます。この取り組みをさらに強化し、与論町における給食の質の向上と地産地消の推進を一体的に進めるため、次の質問に移らせていただきます。

生産者の方々や家庭菜園をされている方々への支援拡充について、再質問をさせていただきます。近年、国においてはみどりの食料システム法が施行され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、有機農業の推進や環境負荷の少ない持続可能な農業へ転換が強く求められています。この法律では、自治体や農業者による環境負荷低減事業活動計画が認定制度の対象とされ、技術導入や支援交付金の活用も可能となっていると承知しています。与論町のような自然環境に恵まれた離島においては、こうした国の制度を柔軟に活用することで、地域資源を活かした有機的な農業や地産地消を基盤とした循環型のまちづくりが期待されるところです。つきましては、本町において、みどりの食料システム法を踏まえた具体的な取り組み、また今後の計画についてなど、どのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

みどりの食料システムにつきましては、国の方の補助事業の要件として有機農業に限らず、全ての補助事業については一定の要件をクリアするようという指示がありますので、全ての農業でその方向に向かっていくという、完全な有機ではないですが、資源循環型の農業に向かっていくという方向性は定められていると思います。ただ、一方で完全に有機の農業というのが、これまでの慣行農業からちょっと超えていく形になるので、それを実践できる人たちというので、今進めているところかなと思っています。それが与論町においては、コハマグループの方がみどりの方の環境直接型支払交付金というのをを使って農業を進めていただいています。こちらの方につきましても、設立当初のメンバーよりも人数も減ってきてまして、現在は6人で実施しているところですので、非常に高齢化も相まって、ちょっと規模が縮小しているところなので、そこを何とかこちらの方もサポートできればと思っていますが、今のところは島全体として、そういったところの農業が広く推進できるかということ、まだできていない状況ではございます。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、有機農業の推進というのは、環境と調和した持続可能な農業の実現に向けて、大変意義のある取り組みであると考えてはいます。しかしおっしゃるとおり、その一方で、現場においてはいくつかの懸念の声があることもまた事実です。例えば、有機農業は除草や病害虫対策を化学資材に頼らず行う必要があるため、労力が増えがちであることや収穫までに時間がかかり、天候や土壌条件によっては安定した収量の確保が難しいな

どが挙げられます。特に離島という条件下では、物流面や資材の確保、販路の構築にも工夫が求められます。また有機農業への転換には、一定の知識と技術、そして継続的な学びの機会が必要不可欠であり、町内での理解と経験の蓄積を伴いながら進めていくことが重要であると感じています。こうした状況を踏まえまして、私はまず家庭菜園を軸にした段階的な支援の拡充を提案したいと考えています。家庭菜園は規模も小さく、身近な場所で実践できることから、住民一人一人が自然と向き合い、育てる喜びや循環の大切さを体感できる入り口として、非常に適していると考えます。例えば、初心者向けの勉強会の開催や堆肥づくり、虫除け対策に対する情報提供、苗やコンポスト容器などの配布支援を通じて、まずは町民の皆様が気軽に取り組める環境を整えていくことが、将来的な有機農業の土台につながるのではないのでしょうか。有機農業は特別なものではなく、生活の一部として町民全体で少しずつ学び合い、広げていける仕組みづくりを町として、是非御検討いただきたいと考えています。こちらのみどりの食料システム法を柔軟に活用して、自然と人が調和する島づくりの実現に向けてというところで、こういった内容ではいかがお考えでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） ありがとうございます。みどりの食料システムを活用してというところでは、今、現段階では、まだそこまで家庭菜園の方には力を入れておりませんが、喫緊の問題で抱えているセグロウリミバエの問題が、与論の中では家庭菜園でつくりやすいウリ科のところに非常に害を及ぼすので、今日昼から説明会をするのですが、家庭菜園向けに虫除けの網だったりとか、そういった資材というのを補助して、家庭菜園をなるべく続けてもらえるように進めているのですが、その中で、給食の方で納品が多いのも実は冬瓜だったり、アカウリだったり、ニガウリだったりという、いわゆるウリ系が非常に多い中で、与論町の家庭菜園をどうやって守りながら、子供たちに食べてもらいながら、でもかつ、慣行農業のほかの農業をどうやって守るかというところで、今非常に微妙な難しい立場にいますが、なるべく、決して農業を諦めないように皆さんに家庭菜園のところは、今回いろいろな補助を出して、なるべく資材を使ってもらって守りながら、そしてかつ、慣行農業のところも守っていくというのを何かバランスを取ってできないかなというのは、今一生懸命考えているところですので、みどりの食料システムをうまく活用できるところがあれば、なおかつそれを活用させていただきながら、まずは町単で家庭菜園の方を何とか守るというところを今進めてまいりたいと思っているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員）　ありがとうございます。今、本当に大変な中、御対応くださりありがとうございます。自然界というのは、やはり何かしら生態系が必ず変化をして、また落ち着いていくというサイクルを繰り返しますので、確かに今はたくさん対策をし、踏ん張りどきではございますが、また共に皆様と力をあわせて乗り越えていけるのではないかと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。このように家庭菜園といって、足元が潤う仕組みづくりというのは、一人一人ができることを増やし、やってみたいと感じたときにすぐに挑戦できる環境を整えることだと考えています。そうした環境は、人々の暮らしに豊かさをもたらし、前向きな意欲を育んでまいります。先日、空き家を活用したD I Yコミュニティというイベントを開催し、D I Yに関心のある方を募集したところ、数日のうちに延べ30人ほどの方が参加してくださいました。初めて触れる道具に戸惑いながらも、時間の経過とともに皆さんの手つきは慣れていき、次々と作業を完成させていく姿が印象的でした。その達成感が次の意欲につながり、共に作業することで生まれた交流は地域のつながりをより深めるものとなりました。このような体験は、やがて一人一人の生きがいとなり、誰もが主役となる島づくりへつながっていくと信じています。持続可能な島づくりとはですね、7世代先の子供たちのことを考えて行動せよという言い伝えに込められた精神を土台としています。これは、自分の子や孫にとどまらず、まだ出会ったことのない未来の命にまで責任を持つという、深い思いやりと覚悟を伴う姿勢です。私たちの判断基準が、自分が得をするかどうかではなく、この地球が持続可能であるかどうか置き換える必要があります。自分の命が7世代前の先人たちのおかげで、今ここにあるのだとすれば、同じようにこれから生まれてくる命のために、今をどう生きるかを問われています。自然は、一朝一夕には再生しません。大木が森になるのには150年、傷ついたサンゴ礁が元の美しさを取り戻すには数百年という月日がかかるとも言われています。だからこそ7世代先という時間のスケールで考えることが、真に自然と共に生きる選択を導くのです。この島に暮らす私たち一人一人が、そんな未来の命と地球のために思いを馳せ、日々の選択を積み重ねていくこと、それこそが本当の意味での持続可能な島づくりだと考えています。しかしながら、現在社会のあり方は見つめ直す必要があります。株主が実権を握り、大企業へと資本が権限を集中していく現代の資本主義の流れの中で、私たちがこれまで大切にしてきたものが一つ一つ希薄になり、中にはすでに失われてしまったものもあります。令和5年6月与論町議会では、国立公園に指定されている船倉地区での開発に反対する陳情書が提出されました。その内容は、同地区での開発が自然環境や生態系へ重大な影響を及ぼす恐れがあると、そして、多数の町民による賛同署名の重みを真摯に受け止めるべきものだというものでした。与

論島に訪れた人が、また訪れたいと感じるような島であってほしい。観光と島民の暮らしが調和する島であってほしいとの思いが込められており、議会としても、賛成多数で採択するべきものと決定いたしました。それにもかかわらず、開発計画は止まるどころか、むしろ着実に進行しているように見受けられます。今一度、何を目的として開発が進められているのか、土地が誰の手にわたり、どのように使われようとしているのかを時代の流れと照らし合わせながら、しっかりと見極めていくことが必要です。守るべきものは何か、どこに協議の場を設けるべきか、慎重な判断が求められます。また、現在準備が進められている宿泊税についても、最も多く寄せられた活用の要望は、環境保全であったことを記憶しています。与論島を訪れる方々がこの島に何を求めているのか、そして持続可能な観光を推進するための国際基準値であるGSTCとは何のためにあるのか、今こそ私たちは、この根本を問い直すときに来ているのではないのでしょうか。以上を踏まえ、町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田議員の思いを聞かせていただきまして、大変感銘を受けました。今を見るというわけではなくて7世代、100年でもなくて150年を見る。確かに見るのは150年でしょうけど、伝えるのは今を先に伝える作業が、その繰り返しがあって150年ですよ。いきなり150年はない。今、宿泊税の問題とか環境問題、で、有機のことで、じゃあ島全体に全部有機をかけてしまうと、与論島に。それで経済が成り立つという、それは調査していろいろ実験してみないとわからないというところもある。今おっしゃった開発の問題でも、じゃあ何で今開発なのか、そこはまた今の私の答弁では即答できかねます。それはまた、いろいろ与論が観光地として持続的にずっと永遠、100%農業だけで一次産業だけで生活してきた島であればあるでしょうけど、観光もいろいろな分野も入っての与論島の今の生活ではないかなというところも、また意見としていろいろあると思います。持続可能な観光を続けるためにも、宿泊税の導入もまた考えています。それは、島だけの考えだけでなく、国の総務省の認可が下りないとどうにもできませんし、いろいろな観点から、その間にいろいろな意見が当然出てくる。そこを踏まえて丁寧に進めてまいりたいと思います。賛否両論あるいろいろな意見の中で、どうやったら与論の未来がすばらしいものになるか、そこは検討していきながら、しっかりとまた丁寧に進めていきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。もちろんいろいろな意見があり、いろいろな立場があり、そういった中で推し進めていく、本当にそのときの今という

決断というところは、非常に悩ましいところもあるかと存じ上げています。よく法を超える規制はできないと言われたりもしますが、私たちの暮らしの安全や安心を守るためこそ、法は存在するとも考えています。そしてその法自体も、もともとは人々の願いや思いによって形づくられたものではないでしょうか。ですから、今の私たちが7世代先を見据えた中でも、結局足元で何をするかというところ、そして過去ともつなげながら今は何を決断していくかというところに、そこに初めて新たなルールや仕組みというものが皆様のお知恵とともに生まれてくるのではないのでしょうか。

長くなりましたが、私からの一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

昼食のために暫時休憩します。午後は、午後 1 時 3 0 分から会議を再開します。

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 4 7 分

再開 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 5 議案第 5 2 号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 5、議案第 5 2 号「与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 5 2 号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、新たに「こども未来課」が設置されたことに伴い、与論町子ども・子育て会議の庶務担当課を変更するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５２号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第５３号 与論町景観条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第６、議案第５３号「与論町景観条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第５３号、与論町景観条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、与論島民の共通の財産である美しい自然と景観を将来の子供たちに守り遺していくために制定しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第５３号は、環境経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、環境経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第54号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、議案第54号「与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第54号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、与論町死亡獣畜処理センターの利用者の施設使用料と施設の更新に向けた基金積立金を明確に分けるとともに、積立金を徴収する期間については運営委員会において定めることとし、施設利用者負担分積立金の基金積立の期間について、基金積立状況等に応じて農家負担の軽減を図れるよう柔軟な対応を可能とするために条例の一部改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） この条例に反対するものではありませんが、金額の確認をさせていただきます。まず牛と山羊を比べてみますと、牛の12カ月未満の利用料金が1万5429円、そして山羊の30キロ以上が6,173円、そして積立金が牛が12カ月未満で1万円、山羊が30キロ以上で1万円というように、同じ1万円となっていますが、これは、私はちょっとこの金額に対しては不満です。牛と山羊とは、全く同じ家畜でも価値が違います。今は、山羊は1キロ1,000円ぐらいが一番高値でしています。しかも、大体30キロから80キロぐらいしか体重もありませんし、牛の12カ月の場合は、もう二百何キロですよ、300キロまで。そういった体重も全然違うし、その焼却のときの金額については納得しますが、積立金についてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 竹本産業課長補佐。

○産業課長補佐（竹本友樹君） 御指摘ありがとうございます。今回の改正につきましては、この条例をもとにして金額を設定したものです。なので、確かにおっしゃるとおり、山羊はちょっと収入も低いということで、今回、また運営委員会を今年の6月に開催したいと思いますので、ここの料金についてはそこでまたちょっと検討を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 畜産農家の牛の関係の方々が今辞めて、山羊を飼っていらっしゃる方がいっぱいいるんですよ、多ければ50頭ぐらい飼っている人がいらっしゃいます。そういうこともあって、とにかくあまり収入にならない山羊なのですが、ひとつ今後は是非検討をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第55号 与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第55号「与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第55号、与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、与論島観光のメインエリアである大金久地区に建設された観光拠点施設である与論町渚の交番の設置条例を提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 今の名称が渚の交番ということになっていますが、この条例案の最後のところの、これはページがちょっと振ってないからわからないのですが、4ページの別表のところですね。このラウンジというのは、ホールのことですか。ラウンジというのは何ですか。この渚の交番というその「交番」という意味合いからして、このラウンジというのは何のことですか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えをさせていただきます。4ページの別表のラウンジのことですが、施設の中にそういうスペースがありまして、そのことをラウンジということでしておりまして、その利用料金の方をこちらに記載をさせていただいたということです。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ここで、例えば宴会をしようとかということも考えているのですか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） ラウンジに関しては、どちらかというと、例えば会議をしたり、あとコワーキングスペースということで仕事をしたりという形の利用を考えておりまして、そういった宴会の部分につきましては、カフェエリアの方でやるような形になるのかなと考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） このラウンジというところで、宴会をしたりパーティーをしたりというのは、やはりこれも少ないと思うのですよ。やはりどういう目的でつくったのかというのは、ちょっと疑問を持たれる要因になるかと思いますので、そこは十分に留意をしていただきたいということですね。いいですか、課長。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） 了解いたしました。こちらのラウンジについては、基本的にそういったことはせずに、基本的には昼間の利用で会議ですとか、そういったことに利用するという事で考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それと同じページのカフェエリア、物販エリアというのがありますが、上のところの使用料というのは、例えばラウンジは1時間1,100円、貸し切りの場合は6,600円と書いてありますけど、カフェエリアと物販エリアについては、ひと月に「売上金額の20%以内」という表記がされていますよね。やはりこの条例というのは、金額を明記するために条例は出すわけですので、例えば、先ほどの死亡獣畜処理センターは、成牛の場合いくら、積立金はいくらというふうに金額を明記しているのですよ。ですから、例えば、こういう「20%以内」という表記というのは、これは10%かもしれないし、5%かもしれないという非常にファジーな要素を持っているわけですね。ですから、こういうのはちょっと例えは悪いかもしれませんが、交通違反とか事故とか、あるいは傷害事件とかそういうのがありますよね、こういう場合は刑法で定めるのは何%以内なんですよ。何%以内という何十万円以下とか、例えば刑期が3年以内とか、5年以内とかという表記がされているんですよ。そして行政処分がまたいくらとか。ということは、裁判所が最終的に決定するものだから、以内という表記をするんですよ。ところが、こういうのはこれで決定的な、条例で決するわけだから、裁判所の判断に委ねるわけではないのですよ、これは20%だったら20%として限定しないと駄目なんですよ。町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の質問にお答えします。

私もその点では、今、20%に確定していいのかそこら辺の判断が否めますが、例えばカフェエリアの売上げとか物販エリアの売上げの予想がつかないために、今の段階ではやってみないと。それを例えば20%もう取るということで、「以内」という言葉がいらないということですよ。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 私が申し上げたいのは、20%が高いとかの問題ではなくて、「20%以内」というのは非常に限定されていないということですよね。例えば砂美地来館の使用料だって1時間にいくらとか、みんな金額を決めてあるわけですよ。単位、単価掛けるという形でやるわけだから、「以内」という表現はですね、裁判所とか第三者機関に決定を委ねる場合は「以内」でいいのですが、そういう手順法

がないわけだから、ある施設を貸すときには1時間いくらですよ、例えば体験館の場合でもいくらですよ、ただし、またその減免措置もあるわけですね。そういうことだから、こういう施設の使用料とかというのは、家賃なんかも一緒なんですけど、「以内」という表記は適当でないということを言っているんですよ。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の御質問、わかりました。そしたら家賃にするとかですね、またこれ、再検討して後であれするという事でよろしいでしょうか。

○7番（高田豊繁議員） そうですね。

○町長（田畑克夫君） はい、ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） ちょっと暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時48分

再開 午後2時02分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えさせていただきます。

別表の利用料の料金についてなのですが、この「20%以内」というところなのですが、近隣の市町村ですとか県内、それから沖縄県内の類似施設での事例の方を参考にさせていただいています。その中で調べた中で、売上金額の高いのが30%以内、一番少なかったところで10%以内というところですので、そういった事例を参考にしながら、今回の条例の中では上限金額として、「売上金額の20%以内」ということで設定をさせていただいたというところです。これは20%で決定ということではありませんが、この範囲内で借りる方と調整をして、協議をしていくということでは決定をしたいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） それでは、この「20%以内」という今の解釈ですけど、その20%、じゃあ15%にしようというのは誰が決めるのですか。何を根拠に決めるのですか。金額もないのに、そのことは規定もないのに、そういうのは決められないでしょう。だから、「20%以内」で設定させていただきましたというんだったら意味はわかりますよ。わかりますか。だから「20%以内」で検討をしました、それを超えないように設定したいと思いますだったら話はわかるけど、これだったら5%かもしれないし、10%かもしれない。じゃあ、誰がそれを判断して決めるのですかということですよ。それは議会の議決を要するわけだから、条例と

というのは。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） この条例の中では上限ですので、この範囲内で使用者の方と与論町の方で協議をして決めると。指定管理にした場合は、指定管理の受託された事業者さんとテナントとして入る利用者の方で協議をして決めるということで、この上限の範囲内で調整をしていただくというふうなことで考えています。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） それでは、ほかの条例もみんな何%以内、何%以内と持ってきたらどうしますか。そういう条例が通るんだったら、そうなってしまったらどうしますかということを言っているんですよ。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） 今、麓課長が近隣市町村のその条例も確認しながら調べていて、このような議案を上程したのですが、高田議員の御説明を加味しながら、再度これは取り上げて、改めて、課内でもう一度条例とかを再確認した上で、最終本会議で再提出できればと思いますので、一旦、今回はこの議案は一応取り下げてよろしいですか。取り下げて、最終本会議で提案できればと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 暫時休憩します

—————○—————

休憩 午後 2 時 0 6 分

再開 午後 2 時 2 5 分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から提出された議案第 5 5 号、与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例について質疑を行っているのですが、この議事については中止をいたします。

6 月 1 6 日、町長から提出された議案第 5 5 号、与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例について、本日付けをもって撤回したい旨の申出があります。

この際、議案第 5 5 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに日程を変更し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第 5 5 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 55 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回

○議長（沖野一雄議員） 追加日程第 1、議案第 55 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回を議題とします。

町長から、議案第 55 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま議案第 55 号の提案理由を申し上げましたが、高田議員から、テナント利用の 2 つの部分に対する 1 カ月の売上金額が 20 %以内というところで御質問があって、上限を決めたとして、例えばそれが決まりでなくても 15 %とか、10 %とか、5 %とかいった数字は、誰が決定権があるのかという御質問がありましたので、一応、場内でも議論しましたが即答で提案できることができませんので、もう一度また場内でもんでから、高田議員を説得できるようにまた提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 55 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回の件は、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の撤回の件は、許可することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 議案第 56 号 与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 9、議案第 56 号「与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 56 号、与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の引用条項の修正及び消防団の名称等を示した別表を条文内に移動するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第５６号、与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、与論町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５７号 令和７年度与論町一般会計補正予算（第２号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第１０、議案第５７号「令和７年度与論町一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第５７号、令和７年度与論町一般会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金１億３７６２万円、繰越金１億９０００万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、こども未来総務費４７４５万円、学校給食センター建設基金費１億円、与論町営住宅等整備基金４０００万円、こども園新園舎建設基金費５０００万円などを増額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ２億５４０６万７０００円を追加し、一般会計予算総額

59億808万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 衛生費の保健センター改修整備事業、一般質問の中でしっかり課長の方から説明もありましたが、実施設計料で750万円計上されています。総額でどれぐらいの事業量になるのか検討中だと思うのですが、総額でどれぐらいの事業量を考えているのかお答えいただきたい。

○議長（沖野一雄議員） 光こども未来課長。

○こども未来課長（光 俊樹君） 原議員からの御質問ありがとうございます。どのくらいかかるかというのを積算するための今回実施設計の方を入れさせていただきたいと思っています。今後の物価も非常に高くなってきていますので、その財源も限りがあると思いますが、今日午前中申し上げたとおり、子供とかその保護者が憩いの場となるような形でいろいろと提案させていただいて、実施設計の方を進めてまいりたいと思います。それができましたときに、また概算の方はお示しできるとなっています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 25ページの水産振興費ですが、この地域おこし協力隊の505万8000円、これは2人なのか、3人なのか。また、業務内容はこういった内容ですか。ちょっと御説明をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、1人分の費用になります。こちらについては、活動費も含めました金額になりまして、大変申しわけございません、本来であれば当初予算に計上すべきところを、今回の補正予算で計上させていただいたという形になっています。本人の報酬、活動費を含めた全ての経費が1人分という形になっています。業務内容としましては、加工品の開発をメインに進めていただくという形で、協力隊とは話を進めているところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） これは1人分で500万円ということですね。これはまたあまりにも大きいものだから、ちょっとそのあたりはどういう業務内容かなと思いな

がら聞いたわけなのですが、実は、漁協の総会が近づいています。そういったことを含めて、今おっしゃるその加工品の販売に力を入れるということですが、もう少しその内容を説明してもらえませんか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） 加工品ということで、未利用資源の方の加工品を今考えているところだと思うのですが、テングハギだったりとかいうところを駆除作業で獲っていますので、そういったところの未利用資源を加工して出すというところと、あとはその費用につきまして５００万円というのがですね、販路拡大も含めた本人のいろいろな活動費も入っていますので、５００万円が丸々本人の報酬というわけではなくて、本人がこういった形で販路拡大に行くような活動、島外に行った販促活動を含めた活動費で５００万円という形になっています。

○議長（沖野一雄議員） ９番、林敏治議員。

○９番（林 敏治議員） わかりました。与論島のその特産品開発もなかなか新しい開発もできていけませんので、是非その漁協の加工品で新しい開発メニューを期待をしています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第５７号、令和７年度与論町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号、令和７年度与論町一般会計補正予算（第２号）は、

原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 58 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 11、議案第 58 号「令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 58 号、令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、国庫支出金 118 万 2000 円、繰越金 604 万 7000 円を追加し、県支出金 37 万 1000 円を減額しています。

歳出では、総務費一般管理費 74 万 5000 円、保健事業費健康づくり推進事業費 6 万 6000 円、諸支出金保険給付費等交付金償還金 604 万 7000 円を追加しています。

歳入歳出それぞれ 685 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5440 万 4000 円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 58 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号、令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和7年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第59号 令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(沖野一雄議員) 日程第12、議案第59号「令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田畑克夫君) 議案第59号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、保険料第1号被保険者保険料27万4000円を追加しています。

歳出の主なものとしまして、地域支援事業費一般介護予防事業費69万2000円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4663万3000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄議員) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖野一雄議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、令和7年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第60号 令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、議案第60号「令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第60号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金41万4000円、国庫補助金52万8000円を追加しています。

歳出では、総務費一般管理費64万2000円、保健事業費健康保持増進事業費30万円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8706万4000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第61号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（沖野一雄議員） 日程第14、議案第61号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第61号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和7年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、本町の過疎地域持続的発展計画書について、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第61号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第62号 大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第15、議案第62号「大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第62号、大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

大型水槽付消防ポンプ自動車購入について、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 2 号、大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号、大型水槽付消防ポンプ自動車購入に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6 月 2 0 日本会議ですが、日程の都合により、特に午後 3 時に繰り下げて開くことにします。定刻までに御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後 2 時 4 7 分

令和 7 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 6 月 2 0 日

令和 7 年第 2 回与論町議会定例会会議録
令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日）午後 3 時 0 2 分開議

1 議事日程（第 2 号）

開会の宣告

- 第 1 議案第 6 3 号 与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例
第 2 議案第 6 4 号 町道路線の認定について
第 3 議案第 6 5 号 与論町渚の交番の指定管理者の指定について
第 4 議案第 6 6 号 奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結について
第 5 陳情第 1 2 号 ヨロン S C 会員特典に関する陳情書（総務厚生文教常任委員長報告）
第 6 陳情第 1 号 町道高校線の改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
第 7 発議第 2 号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例（高田豊繁議員ほか 2 人提出）
第 8 発議第 3 号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（池田理恵議員ほか 2 人提出）
第 9 議員派遣の件
第 10 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10 人）

1 番 池 田 理 恵 議員	2 番 川 内 恵 司 議員
3 番 吉 田 勉 議員	4 番 吉 田 剛 議員
5 番 原 栄 徳 議員	6 番 遠 山 勝 也 議員
7 番 高 田 豊 繁 議員	8 番 大 田 英 勝 議員
9 番 林 敏 治 議員	10 番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（20 人）

町 長	田 畑 克 夫 君	副 町 長	山 下 哲 博 君
教 育 長	中 山 義 和 君	総務企画課長	龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長	柳 田 庫 呂 君	税 務 課 長	坂 元 守 君
こども未来課長	光 俊 樹 君	町民生活課長補佐	光 朋 克 君
健康長寿課長	山 下 真 紀 君	産 業 課 長	堀 田 哲 也 君
耕地課長補佐	山 口 政 治 君	商工観光課長	麓 誘市郎 君
建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君	水道課長補佐	東 直 樹 君
環 境 課 長	大 馬 福 徳 君	教育委員会事務局長兼学務課長	竹 村 栄 作 君
生涯学習課長	松 村 誠 司 君	与論こども園長	吉 田 朋 子 君
茶花こども園長	川 北 英 代 君	児童発達支援センター所長	池 田 いつみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	林 健太郎 君	書 記	谷 山 智 美 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午後３時０２分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 議案第６３号 与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第１、議案第６３号「与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第６３号、与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例の提案理由を申し上げます。

本条例案については、令和７年６月１６日に開催された第２回与論町議会定例会本会議へ上程させていただき、議案審議の中で皆様から多くの御指摘、御提案を頂戴し、料金体系について検討を加える必要があると判断して、一度撤回いたしました。

今回の改正案は、それらの御意見を踏まえた上で、改めて提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第６３号、与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、与論町渚の交番の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第64号 町道路線の認定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、議案第64号「町道路線の認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第64号、町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

本路線は、町単独改良事業により新設された道路について、道路法第8条第2項の規定により、町道路線として議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号、町道路線の認定については、可決されました。

—————○—————

日程第 3 議案第 6 5 号 与論町渚の交番の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 3、議案第 6 5 号「与論町渚の交番の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 6 5 号、与論町渚の交番の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

与論町渚の交番について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 2 号）第 2 条の規定により、特定非営利活動法人ヨロン S C を指定管理者として指定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 5 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 5 号、与論町渚の交番の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、与論町渚の交番の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第66号 奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結について

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、議案第66号「奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第66号、奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結について提案理由を申し上げます。

奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品購入について、指名競争入札執行の結果、株式会社ジャカコン西日本鹿児島支店、代表取締役木尾昌睦と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 今回5基の冷凍・冷蔵コンテナをつくるのですが、この運用について、大体概要をちょっと説明できますか。これは担当の所管はどこなのか。所管は何課ですか、総務企画課ですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

運用につきましては、今、島内業者のそのコンテナを利用するお店、業者の方、4者を現在利用の想定をしまして、その方々が組合をつくりまして、10月中に設立の予定としていますが、その中で、コンテナの利用方法、それから利用料金、そういったもののルールづくりをして、実際運用していこうということで進めてい

るところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 抜港対策に関連してという説明だったと思いますが、そこら辺のことと、この料金とかはどうなるのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今のところ、さっき龍野総務企画課長からもありましたが、一応組合をつくって組合の中での運用方法でやっていきたいなと思っています。確かに抜港対策とかもあるのですが、どうしても今鹿児島から常温で輸送されているということで、それをどうにかもうちょっと品質の良い状態で与論まで来るような目的として、今、奄振の方で予算をいただきまして、それで整備しているところです。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） ということは、この鮮度維持のために離島で輸送時間もかかるわけですので、特に夏場とかですね。そういうことで、これは常時主に下りとかに際しての島内で消費される生鮮食品とか、そういったものの冷凍・冷蔵として使うということですね。そして、これは使用料というのはどうなりますか。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 一応、与論町で備品として購入いたしまして、組合の方での対応という形で料金は発生していないのですけど、また組合の方で運用していたければなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 使用料を徴収するとなると、結局はまた末端価格、消費者価格に転嫁されてくる可能性もありますので、そういった点は重々に考慮されて、余り使用料を徴収しないほうがいいのではないかなということで、質問したところです。大体概要を理解しましたので、これで終わります。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 66 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、奄美群島流通効率化事業 与論町冷凍・冷蔵輸送環境整備事業に係る物品売買契約（冷凍・冷蔵コンテナ）の締結については、可決されました。

-----○-----

日程第5 陳情第12号 ヨロンSC会員特典に関する陳情書（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、陳情第12号「ヨロンSC会員特典に関する陳情書」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第12号、ヨロンSC会員特典に関する陳情書」についての審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月17日火曜日午前9時30分から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、B&Gプール、砂美地来館フィットネスルーム及びスタジオ、屋内ゲートボール場及び空手ルームの利用についてヨロンSC会員特典の拡充を陳情するものです。

審査に当たり、社会体育施設の指定管理委託を所管する生涯学習課松村課長及び沖島主事をお呼びし、実情の聞き取りをした結果、本陳情にあるヨロンSC会員特典は、ヨロンSC独自のサービスであること。町が指定管理としてヨロンSCに委託している範囲とは全く別であることから、独自のサービスに拡充や制限をかけることはできないとの結論に達し、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第12号、ヨロンSC会員特典に関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第12号、ヨロンSC会員特典に関する陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「不採択」です。

陳情第12号、ヨロンSC会員特典に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立少数です。

したがって、陳情第12号、ヨロンSC会員特典に関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第6 陳情第1号 町道高校線の改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、陳情第1号「町道高校線の改良舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第1号、町道高校線の改良舗装整備について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月17日火曜日午後3時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、与論高校から町道宇勝城線へ通ずる町道の早期の改良舗装整備を陳情するものです。

通学用道路の安全面、地域農業用道路や災害避難用道路としての必要性が高いにもかかわらず、幅員が狭く砂利道路であることから早期の改良舗装整備が必要との結論に達し、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、町道高校線の改良舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、町道高校線の改良舗装整備についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

陳情第1号、町道高校線の改良舗装整備についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第1号、町道高校線の改良舗装整備については、採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第7 発議第2号 与論町議会委員会条例の一部を改正する条例（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、発議第2号「与論町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 発議第2号。提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、原栄徳。同じく与論町議会議員、大田英勝。

与論町議会委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

4月1日にこども未来課が設置されたことに伴い、議会委員会条例中総務厚生文教常任委員会の所管課の改正が必要なことから提出するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖野一雄議員） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、発議第2号、与論町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 発議第3号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（池田理恵議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、発議第3号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、池田理恵。賛成者、与論町議会議員、大田英勝。同じく与論町議会議員、吉田剛。

「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出し

ます。

提案理由を申し上げます。

国による給食無償化の実施に当たっては、全ての児童生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないことが必要です。このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖野一雄議員） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号、給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、発議第3号、給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第10 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 川 内 恵 司

与論町議会議員 原 栄 徳